

【保健・福祉分野】

111	子育て・子育て環境の整備	3 9
111-01	子育て・子育て支援の推進	4 1
111-02	保育の充実	4 3
111-03	社会的援助を必要とする児童・家庭への支援	4 5
121	高齢者福祉サービスの充実	4 7
121-01	地域包括支援体制の整備	4 9
121-02	介護予防の充実	5 1
121-03	介護サービスの基盤整備	5 3
122	高齢者の社会参加の促進	5 5
122-01	社会参加活動の支援	5 7
122-02	生きがいづくりの推進	5 9
131	障害者（児）福祉の充実	6 1
131-01	障害者理解・社会参加の促進	6 3
131-02	障害福祉サービスの充実	6 5
131-03	地域生活支援の充実	6 7
131-04	早期療育体制・教育の充実	6 9
132	地域福祉社会の実現	7 1
132-01	地域福祉の推進	7 3
133	生活保障の確保	7 5
133-01	生活の安定と自立	7 7
141	保健衛生の充実	7 9
141-01	健康づくり活動の支援	8 1
141-02	保健・予防対策の推進	8 3
141-03	生活衛生の推進	8 5
142	地域医療体制の充実	8 7
142-01	医療提供体制の整備	8 9
142-02	公的医療保険等の充実	9 1
151	人権尊重社会の実現	9 3
151-01	人権尊重の推進	9 5
152	男女共同参画社会の実現	9 7
152-01	男女共同参画意識の確立	9 9
152-02	男女共同参画社会形成の推進	1 0 1

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 基本施策の現況と課題等シート

## 基本構想

都市像	～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち “ながの”		
7本柱	1	7本柱名	健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健・福祉分野】
政策	1	政策名	安心して子育て・子育てができる環境の整備

## 前期基本計画

基本施策	111	基本施策名	子育て・子育て環境の整備
------	-----	-------	--------------

主担当部局	保健福祉部	関係部局	生活部 ・ 教育委員会
-------	-------	------	-------------

方針	社会全体で子育て・子育てを支え合いながら、多様なライフスタイルに合わせて安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育つまちを目指します。							
	アンケート指標	単位	現状値(H18)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)
	安心して子どもを産み育てることができる環境が整っている	%	43.5	31.1	41.4	31.9		50～70

### 1 基本施策の主な取組

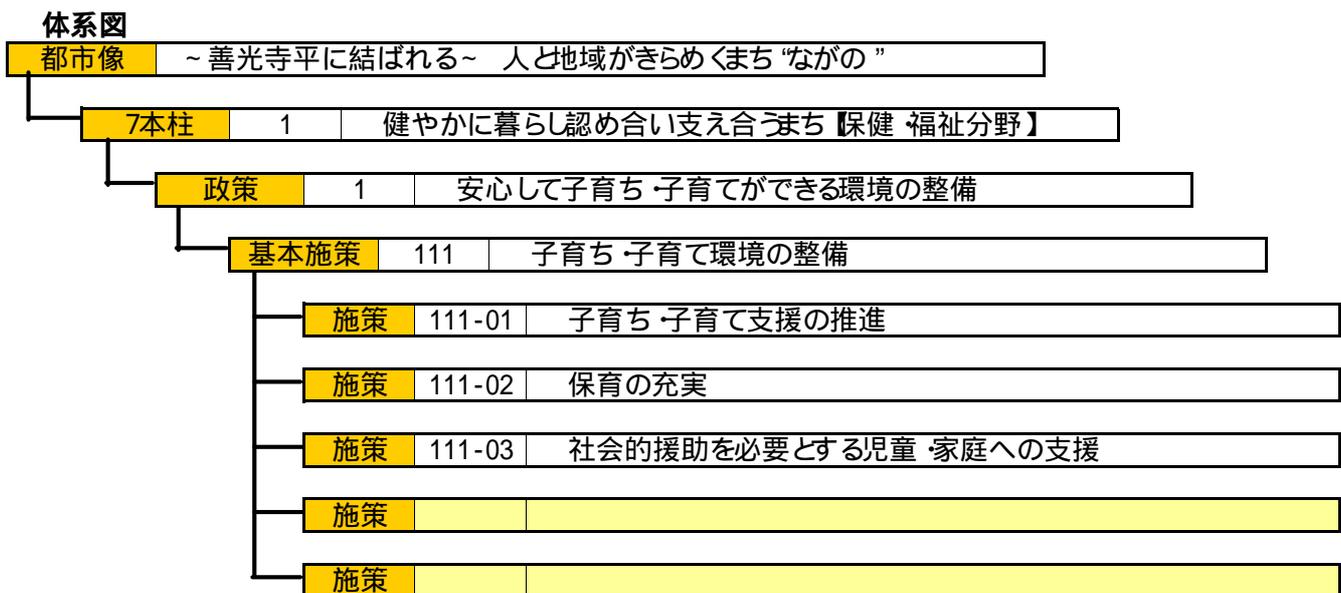
(施策の前期基本計画の「現況と課題」から抜粋)

<p>(1)本市の出生数は平成12年の3,894人から平成17年には3,384人となり、少子化対策は緊急の課題となっています。</p> <p>(2)世帯構成の変化、女性の社会進出や就業形態の多様化などにより、家庭や地域社会における子育て環境は急激に変化しており、地域社会全体で子育てを支えていく必要があります。</p> <p>(3)保育に対する保護者のニーズが多様化し、安心して子どもを預けて仕事を続けることができる環境が求められています。</p> <p>(4)家庭での育児不安に悩んだりストレスを感じる親の増加とともに、児童虐待が増加しており、悩みや不安を解消するための対応が求められています。</p>
--

### 2 基本施策の現状

(施策の「主な取組」新規取組の実施状況等から抜粋)

<p>(1)平成22年4月より、幼稚園26園・私立保育園26園・公立保育園35園で、「講演会 講習 父と子のふれあい事業を行うおひさま広場」を実施し、育児相談等の充実により子育て支援をしています。子育て支援センター・こども広場では、親子の交流促進、相談の実施、情報提供に努めるとともに、私立保育所幼稚園に地域子育て支援センターの設置等について支援しています。</p> <p>(2)地域における子育ての相互支援するファミリーサポートセンターにより、地域における会員同士の相互援助活動を支援し、仕事と育児を両立できる環境、地域の子育て支援基盤を整備しています。平成20年2月「長野市版放課後子どもプラン」を策定し、既存の児童館等のほか、新たな子どもたちの居場所として小学校施設を活用した子どもプラザを順次開設し、放課後子どもプランを拡充しています。</p> <p>(3)柔軟で上質なサービスを提供するための公立保育園の民営化について、対象を4保育園とし、民営化の実施及び検討、協議をしています。また、家庭での保育が一時的に困難な場合や時間延長して利用できる延長保育・一時保育を10か所で実施しています。病後児保育は長野赤十字病院が事業主体となり「ゆりかご」を開所しています。幼稚園・保育所・小学校の連携、交流は、幼保小連絡会からの課題点などを基に、より良い連携・支援が行われるよう話し合いを行っています。幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園が市内に3園開設しています。</p> <p>(4)児童虐待(疑いも含む)については、直ちに状況を把握し、関係機関と対応方針を決定し定期的に状況を確認しています。また、子育て支援センターなどの窓口で相談の実施、情報提供に努めています。</p>
---



**3 基本施策を展開する上での課題**

(施策の「主な取組」新規取組における課題から抜粋)

- (1)「おひさま広場」を実施していない幼稚園・保育園があり、市内全域で子育てに関する情報提供と相談体制を充実する必要があります。子育て支援センター・こども広場では、子育て支援を必要としている親子に支援の手が届いていない現状があります。
- (2)ファミリーサポートセンターでは、提供会員数が少ないために依頼に応じる事ができない、病児・緊急時の預かりのニーズ等の課題があります。放課後子どもプランの受け入れ態勢として、学校施設内に居場所(プランの実施拠点)の確保が困難な校区があること、開設場所の広さにあわせて受入れ児童を制限していること、保護者の就労形態の多様化等から開館時間の延長要望があることなどの課題があります。
- (3)公立保育園の民営化後の保育の質の確保等のため、市・相手先法人・保護者の3者による3者懇談の実施や、市の関与が必要です。延長保育は保護者の就労形態の多様化による需要の拡大、一時保育は保育所の立地による利用者数の偏りが見込まれるため、対策が必要です。病後児保育は利用件数が伸びていないため、さらなる周知が必要です。認定こども園の制度が複雑なこと等から、普及及び制度の浸透が遅れており、利用者及び開設者の視点に立った幼保一元化施設の検討が必要です。また、国は平成25年度を目途に幼児教育と保育をともに提供するこども園(仮称)に一体化することを検討しており、動向を注視することが必要です。
- (4)虐待の早期発見・早期対応と合わせて、子育ての孤立化や育児ストレス等の問題を抱えるケースにも対応する必要があります。

**4 基本施策の今後の方向性**

(施策の今後の方向性の主担当課の考え方から抜粋)

- (1)長野市内の幼稚園・保育園の全園で、「おひさま広場」を実施できるよう努め、子育てに関する情報提供と相談体制を充実します。支援センター・こども広場で妊婦対象の講座を実施するなど情報提供により事業の充実を図り、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。
- (2)ファミリーサポートセンターについては、医師会の協力を得て病児・緊急時の預かりを検討します。また、活動内容を市民に周知し、提供会員の増加および依頼会員の支援を図ります。早期に、全56小学校区に放課後子どもプランを拡充するとともに、拡充済校区については、対象児童を広げることや順調な運営が図られるよう実施主体をサポートします。開館時間の延長について、23年度からの実施を目指し、施設の管理運営を行う指定管理者等と協議を進めます。
- (3)民間活力を活用した保育サービスの向上のため、公立保育園の民営化を今後も推進します。保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育園の開所時間を延長し、11時間を超える保育を行う保育園の拡大を検討します。また、保護者の疾病や災害、育児負担を軽減するため、児童を一時的に預かる保育園の拡大を検討します。病児・病後児保育事業については、利用しやすい施設の充実を検討します。幼児教育の充実を図り、豊かな人間形成を構築するためにも、幼保小の連携や交流を継続していきます。幼稚園と保育所の一元化については、今後の国の動向を見極めながら、認定こども園の普及を含め、就学前の子どもに関する教育や保育を提供する体制の整備を引き続き図ります。
- (4)専門職を配置した相談体制を強化し、関係機関を対象にした研修会や市民を対象にした虐待の周知を実施することにより早期発見・早期対応を図っていきます。

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	111-01	<b>施策名</b>	子育て・子育て支援の推進
-----------	--------	------------	--------------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	生活部 ・ 教育委員会
<b>主担当課</b>	保育家庭支援課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

施策の目標	地域における子育ての相互支援の充実や子育て支援拠点の整備などにより、社会で支える子育て・子育て環境を目指します。								
指標項目	単位	現状値(H17)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)	達成率(%)	
ファミリーサポートセンター会員間の育児支援活動年間件数	件	4,799	5,312	4,811	3,909		6,000	74.1	
長野市版放課後子どもプランの実施校区数	校区	-	-	4	17		35	48.6	

指標項目 は、「長野市版放課後子どもプラン」策定 (H20)による事業の推進に伴い項目を変更

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)地域・事業者・NPO・幼稚園・保育所・児童館・児童センター等との連携を強化し、子育てに関する情報提供と相談体制を充実します。(保育家庭支援課、生涯学習課、施策412-01関連)
- (2)ファミリーサポートセンターの機能を強化するとともに、地域子育て支援センターやこども広場の拡充により子育ての相互支援を充実します。(保育家庭支援課)
- (3)地域・学校等との連携により、放課後や週末等に子どもが安全で健やかに過ごせる居場所づくりを整備・充実します。(生涯学習課、施策412-02関連)
- (4)ボランティア団体や母親クラブの育成を図り、地域の大人と子どもとの世代間交流を支援します。(保育家庭支援課、施策412-01、412-02関連)
- (5)国・県・関係機関との連携のもと、市民や事業者への育児休業制度の普及と男女共同参画意識の啓発活動を推進し、仕事と子育てが両立できる環境整備を促進します。(保育家庭支援課、男女共同参画推進課、施策551-01関連)

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況・進捗状況)

- (1)平成22年4月より、幼稚園26園・私立保育園26園・公立保育園35園で、講演会・講習・父と子のふれあい事業を行う「おひさま広場」を実施し、育児相談等の充実により子育て支援をしています。
- (2)ファミリーサポートセンターにより、地域における会員同士の相互援助活動を支援し、仕事と育児を両立できる環境、地域の子育て支援基盤を整備しています。子育て支援センター・こども広場では、親子の交流促進、相談の実施、情報提供に努めるとともに、私立保育所幼稚園に地域子育て支援センターの設置等について支援しています。
- (3)平成20年2月「長野市版放課後子どもプラン」を策定し、既存の児童館等のほか、新たな子どもたちの居場所として小学校施設を活用した子どもプラザを順次開設し、放課後子どもプランを拡充しています。
- (4)公立保育園・私立保育園・幼稚園で地域の大人と子どもの世代間交流事業を実施しています。また、児童館等を拠点とし児童の保護者や地域住民の積極的参加により、自主的に組織された母親クラブの世代間交流等の活動を支援するため、補助金を交付しています。
- (5)経済団体等で構成する長野市子育て支援事業所連絡協議会と連携し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた、シンポジウムやセミナーを開催しています。男女共同参画促進サポート事業として女性の登用や仕事と生活の調和の視点から柔軟な働き方を推進している事業所を表彰する事業所への啓発事業を実施しています。

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
放課後子どもプラン推進	生涯学習課		
(仮称)大豆島児童センター建設事業	生涯学習課		
ながの子育て家庭優待パスポート事業	保育家庭支援課		
私立保育所・幼稚園子育て支援事業補助金	保育家庭支援課		
こども広場・子育て支援センター・ファミリーサポートセンター運営事業	保育家庭支援課		
病後児保育事業	保育家庭支援課		

3 施策を展開する上での課題

(注な取組) 新規取組における課題)



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方>

(注な取組) 新規取組の今後の方向性)

- (1) 「おひさま広場」を実施していない幼稚園・保育園があり、市内全域で子育てに関する情報提供と相談体制を充実する必要があります。
- (2) ファミリーサポートセンターでは、提供会員数が少ないために依頼に応じることができない、病児・緊急時の預かりのニーズ等の課題があります。子育て支援センター・こども広場では、子育て支援を必要としている親子に支援の手が届いていない現状があります。
- (3) 昨今の児童を取り巻く社会環境の変化に伴い、登録希望児童が増えていることから、受け入れ態勢の早期整備が必要です。受け入れ態勢として、学校施設内に居場所(プランの実施拠点)の確保が困難な校区があること、開設場所の広さにあわせて受け入れ児童を制限していること、保護者の就労形態の多様化等から開館時間の延長要望があることなどの課題があります。
- (4) 世代間交流は、園児の祖父母との交流が中心となっているので、さらに地域の大人との交流を進める必要があります。母親クラブの活動を通じて、世代間交流を継続させるため、子どもたちの健全育成に関心がある多くの地域住民の参加が必要です。
- (5) 母親が就労している割合が増えるなど仕事と子育ての両立が進んでいますが、一方で、育児に関わりたい男性が会社や周囲の理解が得られず、仕事を優先せざるを得ない状況があります。男女共同参画促進サポート事業の優良事業者表彰に応募する事業所が減少しています。

- (1) 長野市内の幼稚園・保育園の全園で、「おひさま広場」を実施できるよう努め、子育てに関する情報提供と相談体制を充実します。
- (2) ファミリーサポートセンターについては、医師会の協力を得て病児・緊急時の預かりを検討します。また、活動内容を市民に周知し、提供会員の増加および依頼会員の支援を図ります。支援センター・こども広場で妊婦対象の講座を実施するなど情報提供により事業の充実を図り、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。
- (3) 早期に、全56小学校区に放課後子どもプランを拡充するとともに、拡充済校区については、対象児童を広げることや順調な運営が図られるよう実施主体をサポートします。開館時間の延長について、23年度からの実施を目指し、施設の管理運営を行う指定管理者等と協議を進めます。
- (4) 保育園が、地域のコミュニティー拠点となるよう民生委員と連携をとるなど取り組んでいきます。母親クラブの新規設置を促進するとともに、地域住民の更なる参加により、地域の大人と子どもとの世代間交流を活性化するよう母親クラブ連合会等を通じて働きかけます。
- (5) 引き続き、長野市子育て支援事業所連絡協議会と連携し、育児休業等の周知、事業主の意識啓発事業等によりワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。企業に対する男女共同参画推進の啓発活動を継続し、啓発事業のより効果的な方法を検討していきます。

施策の今後の方向性 (総括)

拡大	継続	縮小
----	----	----

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	111-02	<b>施策名</b>	保育の充実
-----------	--------	------------	-------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	教育委員会
<b>主担当課</b>	保育家庭支援課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	保育所等の適正規模・適正配置や保育サービスの充実などにより、仕事と子育ての両立を支援し、地域における子育ての専門機関としての先導的役割を担います。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
延長保育の実施園数	園	47	49	49	50		53	50.0	
一時保育の実施園数	園	8	11	10	10		11	66.7	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)保育需要に応じた保育所等の適正規模・適正配置を推進するとともに、市立保育所の民営化を進め、民間活力を活用して保育サービスの向上を図ります。(保育家庭支援課)
- (2)延長保育・一時保育・病後児保育などの保育サービスを充実します。(保育家庭支援課)
- (3)子どもの発達に関する幼稚園・保育所と保健所との連携を強化し、子どもの健全育成のための相談体制と情報提供を充実します。(保育家庭支援課、健康課、施策411-01関連)
- (4)幼稚園・保育所・小学校の連携を強化し交流を推進するとともに、幼稚園と保育所の一元化に向けた体制の整備を図ります。(保育家庭支援課、学校教育課、施策411-01関連)

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況・進捗状況)

- (1)柔軟で上質なサービスを提供するための公立保育園の民営化について、対象を4保育園とし、民営化の実施及び検討、協議をしています。中山間地等の公立保育園については、適正規模・適正配置の観点から、3地域において、統合を決定しました。
- (2)家庭での保育が一時的に困難な場合や時間延長して利用できる一時保育を10か所、延長保育を50か所で実施しています。病後児保育は平成19年6月から長野赤十字病院へ業務委託を行いが事業主体となり「ゆりかご」を開所しています。
- (3)発達が気になる児童については、発達相談員等の園訪問により、保護者、園職員に対して児童への対応方法や指導計画へのアドバイスをしています。また、入園前から支援している児童は、保護者同意の上、継続支援のため入園先と連携しています。
- (4)幼稚園・保育所・小学校の連携、交流は、幼保小連絡会(全体会)を年3回開催し、幼保小連絡会からの課題点などを基に、より良い連携・支援が行われるよう話し合いを行っています。  
幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園が市内に3園開設しています。

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
公立保育所民営化推進	保育家庭支援課		
私立保育所特別保育事業補助金	保育家庭支援課		
公立保育所一時 休日保育運営	保育家庭支援課		
認定こども園保育所入所委託	保育家庭支援課		
戸隠保育園建設事業	保育家庭支援課		
保育所耐震診断 耐震改修事業	保育家庭支援課		

3 施策を展開する上での課題

(注な取組) 新規取組における課題)

(1)公立保育園の民営化後の保育の質の確保等のため、市 相手先法人 保護者の3者による3者懇談の実施や、市の関与が必要です。  
公立保育園の統合について、中山間地域については、少子化の影響により同一地域での統合しても集団保育のための園児数の確保が難しい地域が生じています。

(2)延長保育は保護者の就労形態の多様化による需要の拡大、一時保育は保育所の立地による利用者数の偏りが見込まれるため、対策が必要です。病後児保育は利用件数が伸びていないため、さらなる周知が必要です。

(3)発達が気になる児童について、発達障害への理解が得られず就学前の支援につながらない場合もあるため、保護者への働きかけが必要です。

(4)子どもの連続的発達を捉えるために、幼保小連絡会や小学校に送られる指導要録 保育要録の活用等により 小学校との連携の強化が必要です。  
幼保一元化を目指した認定こども園の制度が複雑なこと等から、園の普及及び制度の浸透が遅れており、利用者及び開設者の視点に立った幼保一元化施設の検討が必要です。  
また、国は平成25年度を目途に幼児教育と保育をともに提供することも園(仮称)に一体化することを検討しており、動向を注視することが必要です。



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方>

(注な取組) 新規取組の今後の方向性)

(1)民間活力を活用した保育サービスの向上のため、民間活力を活用した公立保育園の民営化を今後も推進するとともに集団保育の確保のため統合を実施します。  
なお、保育園 幼稚園や認定こども園も含めた、就学前児童施設について、適正規模、適正配置を図ります。

(2)保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育園の開所時間を延長し、11時間を超える保育を行う保育園の拡大を検討します。また、保護者の疾病や災害、育児負担を軽減するため、保育所において児童を一時的に預かる事業を実施する園の拡大を検討していきます。病児 病後児保育事業については、利用しやすい施設の充実を検討します。

(3)子どもの発達に関して保護者の理解を得るため、引き続き幼稚園 保育園と保健所が連携して、保護者に対して十分に説明し、保健所の発達健診や医療機関への受診を勧めます。また、「発達障害」についての理解を深めるための周知方法について検討します。

(4)幼児教育の充実を図り、豊かな人間形成を構築するためにも、幼保小の連携や交流を継続していきます。  
幼稚園と保育所の一元化については、今後の国の動向を見極めながら、認定こども園の普及を含め、就学前の子どもに関する教育や保育を提供する体制の整備を引き続き図ります。

施策の今後の方向性 (総括)

拡大	継続	縮小
----	----	----

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	111-03	<b>施策名</b>	社会的援助を必要とする児童 家庭への支援
-----------	--------	------------	----------------------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	保育家庭支援課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	ひと親家庭等の自立支援、児童虐待防止対策などにより 子どもの健全育成と生活の安定を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
児童扶養手当を受けていない世帯の割合	%	36.0	40.9	42.4	41.7		43.0	81.4	
児童虐待相談年間件数	件	188	372	402	466		80	-	

指標項目 の目標値は、目標達成によりH22から見直し

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)母子家庭等への資金の貸付など経済的な支援や相談体制の充実を図るとともに、就労・技能習得などの自立支援対策を促進します。(保育家庭支援課)
- (2)関係機関による児童虐待防止のためのネットワークを活用し、保護者等への身近な相談・支援体制を強化することにより、児童虐待の予防と早期発見を図ります。(保育家庭支援課)

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況 進捗状況)

- (1)母子家庭等の経済的自立の助成と扶養児童の福祉増進を目的に資金の貸付をしています。  
家庭児童相談員・母子自立支援員・女性相談員を配置し、各種相談に応じ悩みの解決を図るとともに、就労・技能習得などの自立支援をしています。
- (2)児童虐待(疑いも含む)については、直ちに状況を把握し、関係機関と対応方針を決定し定期的に状況を確認しています。

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
家庭児童相談員配置	保育家庭支援課		
母子相談員配置	保育家庭支援課		
女性相談員配置	保育家庭支援課		
養育支援訪問	保育家庭支援課		
母子家庭等自立促進対策	保育家庭支援課		
母子寡婦福祉資金貸付金	保育家庭支援課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1)昨今の経済不況により就業にも影響が出ていることから、貸付金の償還を滞納する家庭が増加するなど貸付後の生活状況が改善されない場合があり自立への対応が必要です。

(2)虐待の早期発見・早期対応と合わせて、子育ての孤立化や育児ストレス等の問題を抱えるケースにも対応する必要があります。



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1)自立支援対策を促進するとともに、早期償還指導をしながら、引き続き資金の貸付など経済的支援や相談体制の充実を図ります。

(2)専門職を配置した相談体制を強化し、関係機関を対象にした研修会や市民を対象にした虐待の周知を実施することにより早期発見・早期対応を図っていきます。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 基本施策の現況と課題等シート

## 基本構想

都市像	～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち“ながの”		
7本柱	1	7本柱名	健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健 福祉分野】
政策	2	政策名	生きがいのある豊かな高齢社会の形成

## 前期基本計画

基本施策	121	基本施策名	高齢者福祉サービスの充実
------	-----	-------	--------------

主担当部局	保健福祉部	関係部局	
-------	-------	------	--

方針	保健・医療・福祉の一層の連携により、高齢者が必要なときに必要なサービスを利用でき、住み慣れた地域で認め合い支え合いながら心豊かに暮らせるまちを目指します。
----	---

アンケート指標	単位	現状値(H18)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)
高齢者向けの福祉・介護サービスが地域で受けられる環境が整っている	%	41.8	34.9	38.4	34.6		50～70

### 1 基本施策の主な取組

(施策の前期基本計画の「現況と課題」から抜粋)

(1)世帯構成の変化やひとり暮らし高齢者の増加などにより、家庭の介護力が低下しており、介護が老後の大きな不安要因となっている中、地域で支え合う環境が求められています。

(2)介護を必要とする高齢者の増加が心配されている中、介護予防サービスが必要な対象者を早期に把握し、認知症予防など積極的な働きかけを行う必要があります。

(3)高齢化の進展に伴い、住み慣れた地域で安心して介護を受けながら住み続けられる基盤整備が求められています。

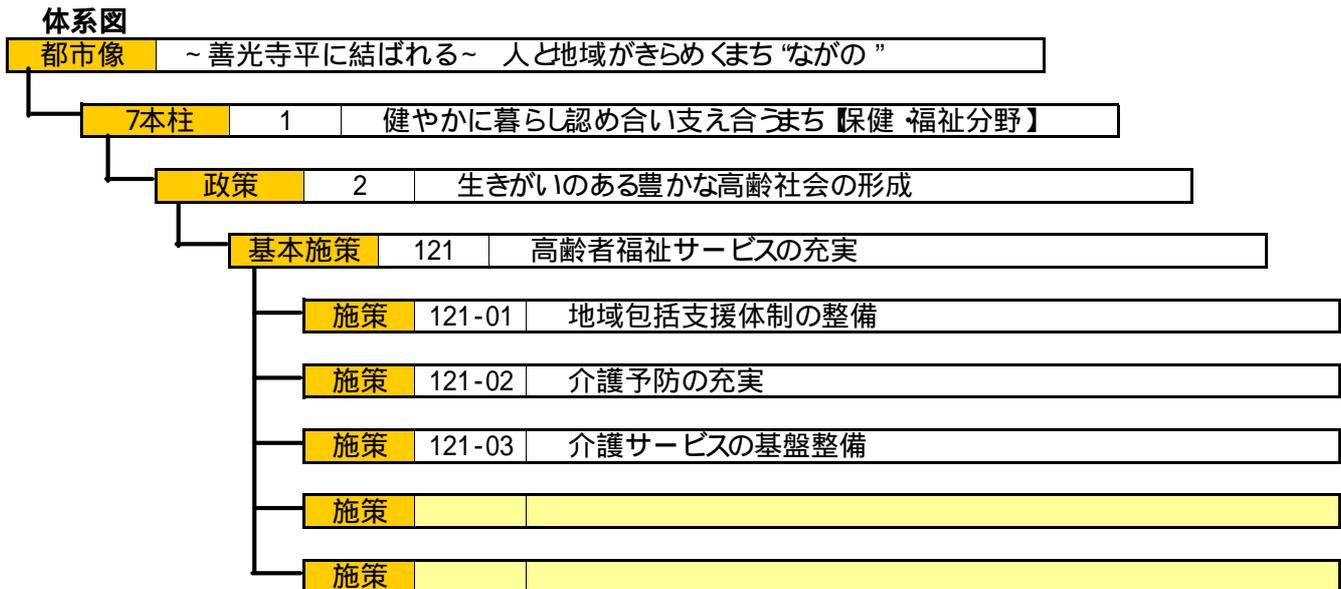
### 2 基本施策の現状

(施策の「主な取組」新規取組の実施状況等から抜粋)

(1)地域包括支援センター12か所(直営3か所 委託9か所)、在宅介護支援センター14か所(すべて委託)を設置し、地域高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することに取り組んでいます。高齢者の虐待防止、成年後見制度の活用促進など権利擁護事業に取り組み、地域の民生委員や介護支援専門員等によるケア体系を構築し、高齢者の生活の支援を行っています。

(2)65歳以上の高齢者の「生活機能評価」を国保特定健診(後期高齢者健診)と同時に行い、要介護状態になる可能性の高い特定高齢者の把握に努めています。該当者には、地域包括支援センターが個々の心身の状況に応じた介護予防ケアプランを作成し、適切な介護予防サービスを提供しています。健康教育等介護予防事業により、心身の状態の改善、生活機能全体の維持・向上を通じて、生きがいのある生活が送れるように支援しています。

(3)平成18年4月に地域密着型サービス事業が創設され、住み慣れた地域で生活が継続できるように、認知症高齢者グループホーム24か所(定員388人)、小規模多機能型居宅介護施設3か所(登録定員数99人)の事業所を指定し、介護サービスを提供しています。また、認知症高齢者グループホーム9か所(定員162人)の事業所を選考し、小規模多機能型居宅介護施設3か所(登録定員数75人)の事業所の整備を促進しています。



**3 基本施策を展開する上での課題**

(施策の「主な取組」新規取組における課題から抜粋)

(1)平成21年4月に策定した「第4期長野市介護保険事業計画」では、地域包括支援センターの設置数を平成23年度までに13か所としています。増設に当たっては、各地域の諸条件を勘案し、かつ在宅介護支援センターからの移行を促進しながら段階的に進める必要があります。  
 高齢者の虐待防止、成年後見制度の活用促進など権利擁護事業に取り組み、地域の民生委員や介護支援専門員等によるケア体系を構築し、高齢者の生活の支援を行っています。

(2)介護予防事業は今後ますます重要となってきますが、現在国において、介護予防事業の検証・評価を行い、今後のあり方が検討されています。特に「地域包括ケア」の実現に向けて、日常生活圏域単位での高齢者の実態やニーズ、課題把握の手法について検討されており、今後の国の動向を注視する必要があります。日常生活圏域内で、高齢者が自発的な介護予防活動に取り組めるよう介護予防活動の普及・啓発が必要です。

③)小規模多機能型居宅介護施設は、他の介護サービス事業と比較して、利用者が登録制であることや他の事業所の介護サービスが受けられないなどから、整備が進まない状況にあります。

**4 基本施策の今後の方向性**

(施策の今後の方向性の主担当課の考え方から抜粋)

(1)地域での総合相談支援体制を充実させるとともに、地域包括ケア体制整備など新たな課題について、関係機関と連携し、検討していきます。  
 また、これまでの取組実績等を踏まえ、地域包括支援センターと在宅介護支援センターにおける相談支援体制など調査・研究を進め地域で支え合う仕組みづくりを推進するとともに、成年後見制度についての専門的に相談に応じ利用の支援を行う窓口の設置を検討していきます。

(2)介護予防に関する活動が広く実施されるよう介護予防意識の普及・啓発を図るとともに、事業の充実と効率的なサービス提供を図っていきます。  
 また、介護予防事業に関する国の動向を注視しながら、今後の高齢者のニーズやサービスの提供内容について調査・研究を進めます。  
 地域の実情に応じた介護予防活動の育成・支援を検討していきます。

③)住み慣れた地域での在宅生活を支える拠点として期待されている小規模多機能型居宅介護施設は、利用実態を踏まえ整備が進まない要因などを洗い出し、関係事業者等に整備促進を図ります。また、デイサービスやショートステイなどの在宅サービスの基盤となるサービスの充実を促します。

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	121-01	<b>施策名</b>	地域包括支援体制の整備
-----------	--------	------------	-------------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	介護保険課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	保健・医療・福祉の連携を強化し、高齢者を地域で支える仕組みづくりや総合相談支援体制の充実などにより、包括的・継続的に支援する環境を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
地域包括支援センター設置数	か所	-	9	9	12		19	63.2	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

<p>(1)地域包括支援センターと在宅介護支援センターを整備し、高齢者の虐待防止・権利擁護をはじめとする身近な地域での総合相談支援体制を充実します。(高齢者福祉課、介護保険課)</p> <p>(2)高齢者の尊厳、認知症の知識や理解を深める普及・啓発活動を充実し、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。(高齢者福祉課、介護保険課、健康課)</p> <p>(3)地域での介護支援専門員(ケアマネジャー)のネットワークの構築やケアプラン指導研修会の充実を図ります。(介護保険課)</p>
---



## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況・進捗状況)

<p>(1)地域包括支援センター12か所(直営3か所、委託9か所)、在宅介護支援センター14か所(すべて委託)を設置し、地域高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することに取り組んでいます。</p> <p>(2)高齢者の虐待防止、成年後見制度の活用促進など権利擁護事業に取り組む、地域の民生委員や介護支援専門員等によるケア体系を構築し、高齢者の生活の支援を行っています。</p> <p>(3)介護支援専門員と主治医、地域の関係機関との連携や介護支援専門員相互の連携を図ることで、包括的・継続的なケアマネジメントを実現しています。また、介護支援専門員に必要な知識を深め、その能力を高めることを目的に研修会を開催しています。</p>
--



参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
総合相談支援事業	介護保険課		
ケアマネジメントリーダー活動等支援事業	介護保険課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1)平成21年4月に策定した「第4期長野市介護保険事業計画」では、地域包括支援センターの設置数を平成23年度までに13か所としています。増設に当たっては、各地域の諸条件を勘案し、かつ在宅介護支援センターからの移行を促進しながら段階的に進める必要があります。

(2)家族の介護機能の低下や、地域の連帯意識の希薄化などに伴い、地域包括支援センターを中核施設として、医療・介護・福祉はもとより、様々な生活支援サービスと連携した地域包括ケアの仕組みづくりが求められています。

(3)高齢者を取巻く社会環境が大きく変化する中で、包括的・継続的なケアマネジメント業務の質の向上を求められています。

4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1)地域での総合相談支援体制を充実させるとともに、地域包括ケア体制整備など新たな課題について、関係機関と連携し、検討していきます。  
また、これまでの取組実績等を踏まえ、地域包括支援センターと在宅介護支援センターにおける相談支援体制など調査・研究を進めます。

(2)地域包括支援センターと在宅介護支援センターの今後のあり方について調査・研究し、地域で支え合う仕組みづくりを推進するとともに、成年後見制度についての専門的に相談に応じ利用の支援を行う窓口の設置を検討していきます。

(3)介護支援専門員の地域での連携・研修を進めるとともに、国・県が開催する研修等へも積極的に参加するなど、更なる資質向上に努めます。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	121-02	<b>施策名</b>	介護予防の充実
-----------	--------	------------	---------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	介護保険課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	介護予防意識の普及・啓発や介護予防サービスの充実などにより、高齢者が自立して生活できる環境を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
介護・支援を必要としていない高齢者の割合 (自立高齢者 (元気高齢者)の割合)	%	82	82	82	82		82	100.0	
認知症サポーター養成講座の修了者数 (累計)	人	243	2,015	3,103	4,481		3,500	130.1	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)介護予防意識の普及・啓発活動を推進するとともに、要支援・要介護状態となるおそれのある「特定高齢者」の早期把握に努め、高齢者一人ひとりの状況に応じた介護予防サービスを充実します。(高齢者福祉課、介護保険課、健康課)
- (2)日常生活支援や介護者支援、社会福祉協議会が実施する地域福祉サービスへの支援など、介護保険給付対象外のサービスを充実します。(高齢者福祉課、介護保険課)
- (3)いつまでも元気でいられるよう介護予防に向けた健康教育・健康診査や運動器の機能向上対策等を推進します。(介護保険課、健康課)



## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況・進捗状況)

- (1)65歳以上の高齢者の「生活機能評価」を国保特定健診・後期高齢者健診と同時に行い、要介護状態になる可能性の高い特定高齢者の把握に努めています。該当者には、地域包括支援センターが個々の心身の状況に応じた介護予防ケアプランを作成し、適切な介護予防サービスを提供しています。
- (2)介護保険給付対象外であっても自立支援が必要な高齢者に対しては、援助老人サービス等の日常生活支援を行っているほか、高齢者の家族など介護者に対して、適切な介護知識・技術の習得を支援しています。また、地域包括支援センターでは、高齢者が介護サービスに限らず、保健・福祉・医療サービスや地域ボランティアなどの社会的資源を有効に利用できるよう支援しています。
- (3)健康教育等介護予防事業により、心身の状態の改善、生活機能全体の維持・向上を通じて、生きがいのある生活が送れるように支援しています。



参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
介護予防普及啓発 活動支援事業	健康課		
訪問介護予防事業	介護保険課		
特定高齢者把握事業	介護保険課		
運動器機能向上事業	介護保険課		
口腔機能向上事業	介護保険課、健康課		
認知症サポーター養成事業	介護保険課		
援助老人サービス	高齢者福祉課		
生きがいデイサービス	高齢者福祉課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1)介護予防事業は今後ますます重要となってきますが、現在国において、介護予防事業の検証 評価を行い、今後のあり方が検討されています。特に「地域包括ケア」の実現に向けて、日常生活圏域単位での高齢者の実態やニーズ、課題把握の手法について検討されており、今後の国の動向を注視する必要があります。

(2)高齢者の心身の状況により、利用できるサービス、利用できないサービスがあり、分けざるを得ないため、必ずしも個々のニーズに答えられていません。

(3)日常生活圏域内で、高齢者が自発的な介護予防活動に取り組めるよう、介護予防活動の普及・啓発が必要です。

4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1)介護予防に関する活動が広く実施されるよう、介護予防意識の普及・啓発を図るとともに、事業の充実と効率的なサービス提供を図っていきます。また、介護予防事業に関する国の動向を注視しながら、今後の高齢者のニーズやサービスの提供内容について調査・研究を進めます。

(2)身近な総合相談窓口として、地域包括支援センターにおける効果的な情報収集及び情報提供に努め、適切なサービスの利用につなげていきます。また、介護予防に関する国の動向の把握に努め、日常生活の支援のために必要な事業について研究していきます。

(3)地域の実情に応じた介護予防活動の育成・支援を検討していきます。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	121-03	<b>施策名</b>	介護サービスの基盤整備
-----------	--------	------------	-------------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	介護保険課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	多様なニーズに応じた介護サービスの基盤整備を推進することにより 要支援 要介護状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
認知症高齢者グループホーム数	か所	14	18	20	24		28	71.4	
小規模多機能型居宅介護事業の登録者数	人	-	99	99	99		750	13.2	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の 住な取組)

<p>(1) デイサービスやショートステイなどの在宅サービス基盤を充実するとともに、介護を受けながら住み続けられる住まいとして、認知症高齢者グループホームなどの充実を図ります。(高齢者福祉課、介護保険課)</p> <p>(2) 増加している認知症高齢者やひとり暮らし高齢者に対し、日常生活圏域ごとのサービス基盤の整備を促進します。(高齢者福祉課、介護保険課)</p> <p>(3) 介護サービスの質的な向上に向けて、サービス事業者への指導・助言を強化するとともに、介護サービス内容や事業者に関する情報を積極的に提供します。(介護保険課)</p> <p>(4) 的確な財政推計に基づく介護保険料の適正・公平な賦課と収納率の向上に努め、介護保険の健全な財政運営を図ります。(介護保険課)</p>
---

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(住な取組) 新規取組の実施状況 進捗状況

<p>(1) 平成18年4月に地域密着型サービス事業が創設され、住み慣れた地域で生活が継続できるように、認知症高齢者グループホーム24か所(定員388人)、小規模多機能型居宅介護施設3か所(登録定員数99人)の事業所を指定し、介護サービスを提供しています。また、認知症高齢者グループホーム9か所(定員162人)の事業所を選考し、小規模多機能型居宅介護施設3か所(登録定員数75人)の事業所の整備を促進しています。</p> <p>(2) 日常生活圏域において調整を図りながら、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者のニーズを踏まえ、民間の整備意向を尊重し、地域密着型特定施設(小規模有料老人ホーム)2か所(定員58人)の事業所を指定し、特別養護老人ホーム1か所(定員77人)、小規模特別養護老人ホーム3か所(定員78人)などの事業所を選考し、サービス基盤の整備を促進しています。</p> <p>(3) 介護サービスの質的な向上に向けて、事業者に対する利用者からの通報・苦情などが寄せられた場合、事業者に指導・助言をしています。また、地域密着型サービス事業者への集団指導及び実地指導を実施しています。なお、介護サービスの内容や事業者に関する情報をホームページなどで提供しています。</p> <p>(4) 第4期介護保険事業計画においては、負担能力に応じた保険料負担をいただくために、段階設定を見直すなど適正な賦課に努めています。また、未納者対策としては、電話催告、休日滞納整理などにより、収納率向上に努めています。</p>
--

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
介護保険関連サービス基盤整備補助金	高齢者福祉課		
介護給付費等費用適正化事業	介護保険課		
介護保険利用者負担援護金等	介護保険課		

3 施策を展開する上での課題

(注な取組) 新規取組における課題)

<p>(1) 小規模多機能型居宅介護施設は、他の介護サービス事業と比較して、利用者が登録制であることや他の事業所の介護サービスが受けられないなどから、整備が進まない状況にあります。</p> <p>(2) サービス基盤の施設整備は、中心市街地や中山間地での整備が進まない状況にあります。</p> <p>(3) 制度の理解、虐待防止、身体拘束禁止、不正請求の防止などを図るため、継続した指導・助言が必要です。また、地域密着型サービス事業者に対する指定基準に係る通報・苦情などが寄せられた場合、速やかに指導・監査を実施する必要があります。</p> <p>(4) 第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数の増加により、保険給付費が増加しています。これに伴い、保険料額の上昇が危惧されます。また、収納率向上のための対策をより強化する必要があります。</p>
---



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方>

(注な取組) 新規取組の今後の方向性)

<p>(1) 住み慣れた地域での在宅生活を支える拠点として期待されている小規模多機能型居宅介護施設は、利用実態を踏まえ整備が進まない要因などを洗い出し、関係事業者等に整備促進を図ります。また、デイサービスやショートステイなどの在宅サービスの基盤となるサービスの充実に努めます。</p> <p>(2) 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症グループホーム、地域密着型特定施設(小規模有料老人ホーム)及び小規模特別養護老人ホームの整備促進を図ります。また、介護サービスの実施状況や日常生活圏域の特性などを考慮し、特別養護老人ホームを含めた施設・居住系サービスの整備計画を策定します。</p> <p>(3) 制度の理解、虐待防止、身体拘束禁止、不正請求の防止などを図るため、引き続き、地域密着型サービス事業者への集団指導及び実地指導などを実施するとともに、通報・苦情などに対し、速やかに指導・監査を実施し、介護サービスの質的な向上を図ります。なお、介護サービス内容や事業者に関する情報を積極的に提供します。</p> <p>(4) 次期計画においても、適切に保険給付費を見込み、必要量に見合った適正な保険料額を算出し、健全な財政運営に努めます。</p>			
<b>施策の今後の方向性 (総括)</b>			
拡大	継続	縮小	

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 基本施策の現況と課題等シート

## 基本構想

都市像	～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち “ながの”		
7本柱	1	7本柱名	健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健 福祉分野】
政策	2	政策名	生きがいのある豊かな高齢社会の形成

## 前期基本計画

基本施策	122	基本施策名	高齢者の社会参加の促進
------	-----	-------	-------------

主担当部局	保健福祉部	関係部局	産業振興部
-------	-------	------	-------

方針	高齢者が持てる力に応じて、それぞれの経験と知識をいかしながら、地域の中で積極的に社会的役割を果たすことができ、生きがいの持てる活力あるまちを目指します。
----	--

アンケート指標	単位	現状値(H18)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)
高齢者が地域社会でいきいきと活躍できる環境がある	%	34.6	24.6	32.9	24.9		50～70

### 1 基本施策の主な取組

(施策の前期基本計画の「現況と課題」から抜粋)

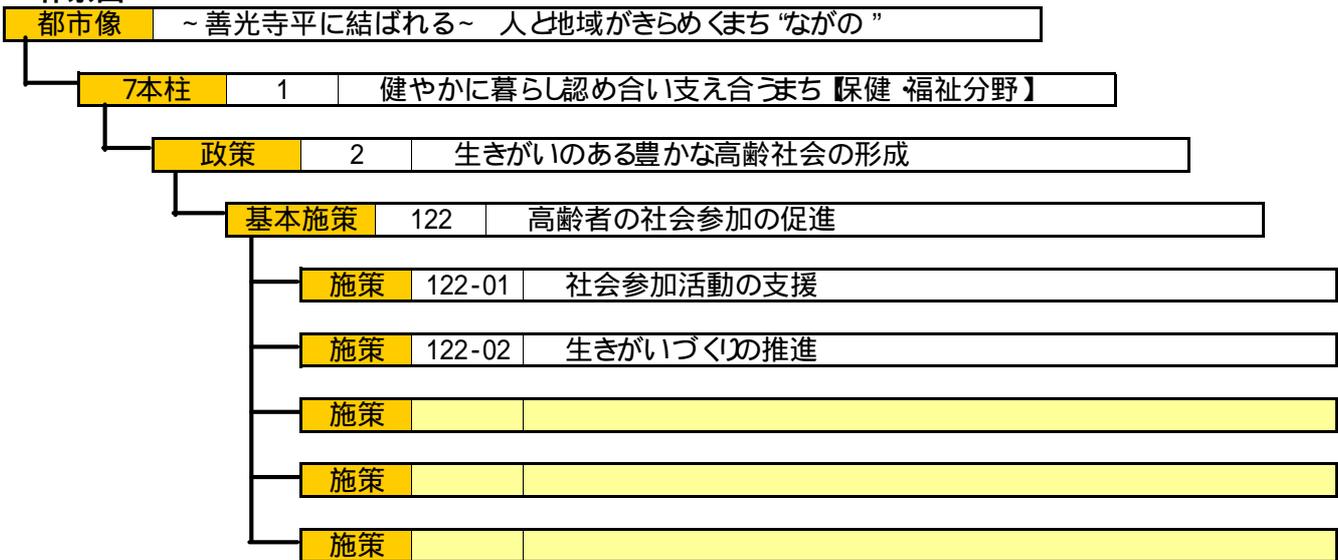
(1)高齢化の進展に伴い、定年を迎える団塊の世代をはじめ、元気な高齢者が地域で活躍できるよう、世代間交流や社会参加への支援が必要です。

### 2 基本施策の現状

(施策の「主な取組」新規取組の実施状況等から抜粋)

(1)老人福祉センター等では、健康づくりや生きがいづくりとして多種多様な講座を開催したり、利用者が自主的なグループをつくり活動するなど、高齢者の活動拠点として機能するとともに、高齢者の社会参加を促進するため老人クラブや老人クラブ連合会の活動を支援します。70歳以上の高齢者が、1回100円でバスに乗車できる「おでかけパスポート事業」を実施し、これらの講座に参加してもらするなど、高齢者の積極的な社会活動への参加を支援しています。  
また、長野県短期大学・信州大学・長野市が包括連携協定を締結したことにより、老人大学園事業を廃止し、平成21年度から「ながのシニアライフアカデミー」として、地域における指導的役割を果たす人材を育成し、地域での自主的なボランティア活動などができるよう、内容を全面的に見直して充実を図りました。

体系図



3 基本施策を展開する上での課題

(施策の「主な取組」新規取組における課題から抜粋)

(1)多くの高齢者が老人クラブへ参加するような活動を支援したり、地域の実情に応じた主体的な活動がより活発化されるよう支援する必要があります。市域の拡大や高齢化社会の進展により、引き続き事業を実施していくためには、利用者・バス事業者・長野市の3者による利用負担割合の見直しや、サービス内容の見直しが必要です。高齢者人口の増加に伴い、利用対象者も増加しており、地域福祉や世代間交流の活動拠点としても施設の役割を果たせるよう利用者のニーズに応じた多様な講座の充実を図るなど支援していく必要があります。ながのシニアライフアカデミーでは、高齢者人口の増加に伴い、利用対象者も増加しており、利用者のニーズに応じた多様な講座することで、より多くの方に参加いただくとともに、高齢者が健康で生きがいのある生活を保つため、さらなる内容の充実を図ります。



4 基本施策の今後の方向性

(施策の今後の方向性の主担当課の考え方から抜粋)

(1)老人クラブへの加入を促進し、魅力あるクラブづくりやクラブ活動の活発化を図り、地域における支え合いの環境づくりと自発的な活動を支援していきます。生活交通を担う交通施策全体の中でICカードの導入を含め、事業方向性(サービス内容)を検討し、公共交通機関を利用しやすいようにして、高齢者の社会参加を支援します。健康づくり、生きがいづくり、地域活動、世代間交流活動など、多目的な活動の拠点として、引き続きその役割を担うよう施設の整備・維持に努めます。また、高齢者の生きがいづくりや地域活動のきっかけとなるような講座を開催するとともに、健康づくり、介護予防や認知症予防などを主眼とした講座の充実を図ります。

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	122-01	<b>施策名</b>	社会参加活動の支援
-----------	--------	------------	-----------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	産業振興部
<b>主担当課</b>	高齢者福祉課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	高齢者の地域における主体的な活動を支援することにより、地域社会で高齢者の経験と知識をいかせる環境を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
老人大学園(21年度から2年制のシニアライフアカデミー)修了生のうち地域活動をしている者の割合	%	73	93	80.5	-		80	-	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)社会との交流やボランティア活動などへの高齢者の参加を促進することにより、地域における支え合いの環境づくりと自発的な活動を支援します。(高齢者福祉課、施策412-02関連)
- (2)公共交通機関の利用を促進し、高齢者の積極的な社会参加を支援します。(高齢者福祉課)
- (3)職業相談の実施などにより、高齢者の就業機会拡大を支援します。(産業政策課、施策551-01関連)



## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況 進捗状況)

- (1)高齢者の社会参加を促進するため老人クラブや老人クラブ連合会の活動を支援します。
- (2)70歳以上の高齢者が、1回100円でバスに乗車できる「おでかけパスポート事業」を実施し、老人福祉センター等で開催している各種講座に参加してもらうなど、高齢者の積極的な社会活動への参加を支援しています。
- (3)長野市職業相談室(もんぜんぶら座4階)において、職業相談を行っています。また、(社)長野シルバー人材センターへの運営支援を行い、臨時的、短期的な就業機会を提供しています。



参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
おでかけパスポート事業補助金	高齢者福祉課		
老人クラブ補助金	高齢者福祉課		
シルバー人材センター補助金	産業政策課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1)多くの高齢者が老人クラブへ参加するような活動を支援したり 地域の実情に応じた主体的な活動がより活発化されるよう支援する必要があります。

(2)市域の拡大や高齢化社会の進展により 引き続き事業を実施していくためには、利用者・バス事業者・長野市の3者による利用負担割合の見直しや、サービス内容の見直しが必要です。

(3)平成22年3月にハローワークとともに運営してきた「長野市高齢者職業相談室」が国の方針で廃止となり 平成22年4月から「長野市若年者職業相談窓口」を「長野市職業相談室」として統合したため、相談室の利用状況の検証と業務内容の検討が必要です。

4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1)老人クラブへの加入を促進し 魅力あるクラブづくりやクラブ活動の活発化を図り 地域における支え合いの環境づくりと自発的な活動を支援していきます。

(2)生活交通を担う交通施策全体の中でICカードの導入を含め、事業方向性(サービス内容)を検討し 公共交通機関を利用しやすいようにして、高齢者の社会参加を支援します。

(3)長野市職業相談室において、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントが、ハローワーク等関係機関と連携しながら就職支援を行います。また、(社)長野シルバー人材センターの運営支援により 高齢者の経験 知識や能力の活用を図ります。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	122-02	<b>施策名</b>	生きがいつくりの推進
-----------	--------	------------	------------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	高齢者福祉課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	健康づくり・生きがいつくりのための拠点の整備・充実により、高齢者がいきいきと生活できる環境を目指します。							
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>
生きがいつくり講座年間受講者数	人	42,668	45,162	52,262	53,689		51,438	125.7
シニアアクティブルーム講座終了後に自主グループで活動している者の割合	%	40	85.6	105.5	99.5		142	58.3

指標項目 の目標値は、目標達成によりH22から見直し

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)老人福祉センター ふれあい交流ひろば・シニアアクティブルームなど、高齢者の活動を支援する拠点づくりを推進します。(高齢者福祉課)
- (2)老人大学園や老人福祉センターなどの講座内容の充実を図るとともに、各種イベントの開催や自主グループ活動を支援します。(高齢者福祉課)

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況・進捗状況)

- (1)各施設では、健康づくりや生きがいつくりとして多種多様な講座を開催したり、利用者が自主的なグループをつくり活動するなど、高齢者の活動拠点として機能しています。
- (2)長野県短期大学・信州大学・長野市が包括連携協定を締結したことにより、老人大学園事業を廃止し、平成21年度から「ながのシニアライフアカデミー」として、地域における指導的役割を果たす人材を育成し、地域での自主的なボランティア活動などができるよう、内容を全面的に見直して充実を図りました。  
また、老人福祉センター等では多くの高齢者に参加してもらえるよう、毎年講座内容を見直しながら実施しています。

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
老人福祉センター管理運営	高齢者福祉課		
ふれあい交流ひろば管理運営	高齢者福祉課		
シニアアクティブルーム運営	高齢者福祉課		
ながのシニアライフアカデミー運営	高齢者福祉課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題)

(1)高齢者人口の増加に伴い、利用対象者も増加しており 地域福祉や世代間交流の活動拠点としても施設の役割を果たせるよう利用者のニーズに応じた多様な講座の充実を図るなど支援していく必要があります。

(2)高齢者人口の増加に伴い、利用対象者も増加しており 利用者のニーズに応じた多様な講座することで、より多くの方に参加いただくとともに、高齢者が健康で生きがいのある生活を保つため、さらなる内容の充実を図ります。  
また、高齢者が自主的な地域福祉活動や世代間交流活動などを積極的に実施できるよう支援するとともに、参加しやすさが向上するよう総合的な支援策を検討していく必要があります。

4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性)

(1)健康づくり 生きがいづくり 地域活動、世代間交流活動など、多目的な活動の拠点として、引き続きその役割を担うよう施設の整備 維持に努めます。

(2)高齢者の生きがいづくりや地域活動のきっかけとなるよう様々な講座を開催するとともに、健康づくり 介護予防や認知症予防などを主眼とした講座の充実を図ります。  
継続して、高齢者の自主的な地域福祉活動や世代間交流活動などを支援していきます。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 基本施策の現況と課題等シート

## 基本構想

都市像	～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち “ながの”		
7本柱	1	7本柱名	健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健 福祉分野】
政策	3	政策名	自分らしく生きられる社会の形成

## 前期基本計画

基本施策	131	基本施策名	障害者(児)福祉の充実
------	-----	-------	-------------

主担当部局	保健福祉部	関係部局	産業振興部 ・ 教育委員会
-------	-------	------	---------------

方針	障害のある人もない人も互いを尊重した支え合いのもと 障害者が自らの意思で選択 行動し、その能力を最大限に発揮しながら、自分らしく自立して暮らせるまちを目指します。
----	---

アンケート指標	単位	現状値(H18)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)
障害者が暮らしやすく社会参加しやすい環境が整っている	%	18.7	12.1	18.6	14.3		25～50

### 1 基本施策の主な取組

(施策の前期基本計画の「現況と課題」から抜粋)

<p>(1)障害者数は年々増加し、また、障害者の高齢化や障害が重度化・重複化する中、障害と障害者への理解を一層深めるとともに、多様化するニーズに対応していく必要があります。</p> <p>(2)公共施設等のバリアフリー化はまだ十分ではなく、障害者や高齢者などすべての人が安心して行動できるまちづくりが必要です。</p> <p>(3)障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの主体的選択や在宅生活・自立生活への支援に重きが置かれる中、きめ細かな対応が求められています。</p>
--

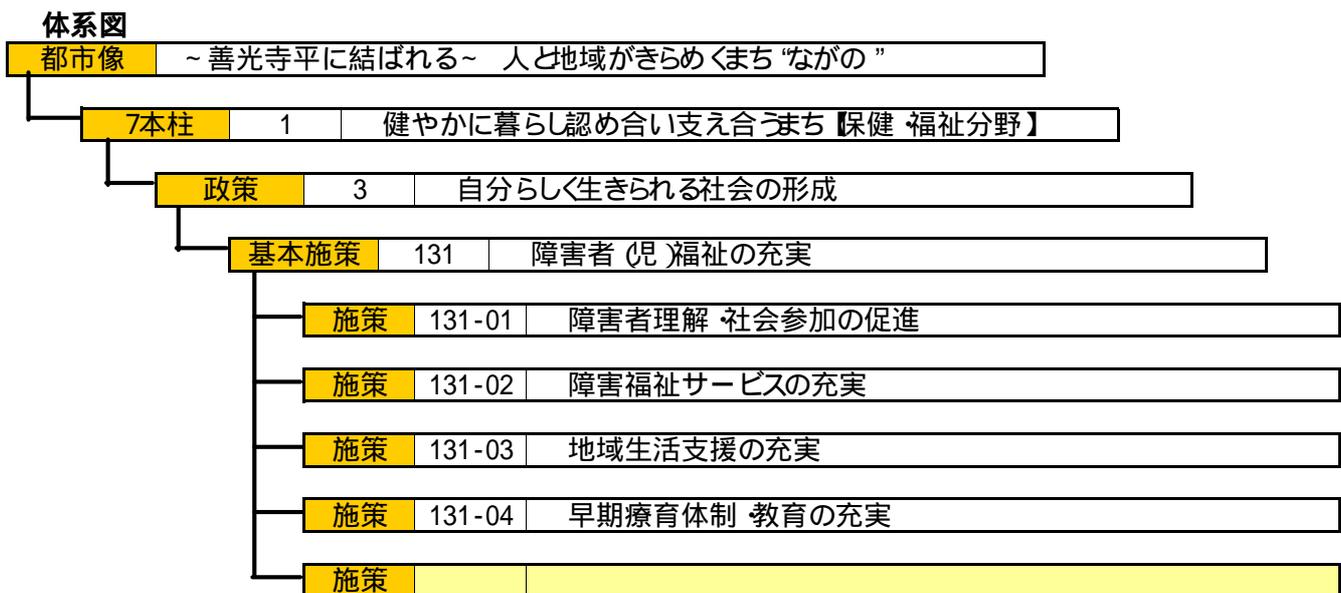


### 2 基本施策の現状

(施策の「主な取組」・新規取組の実施状況等から抜粋)

<p>(1)ふれあいまつりなど障害者交流活動を推進し、地域との交流を広げ、地域における障害者理解・社会参加の促進等の普及啓発活動に取り組んでいます。保育所では、障害のある子とない子の統合保育を目的に、障害の程度が中程度で集団活動が可能な児童の受け入れをしています。小・中学校では、通常の学級と特別支援学級における交流及び共同学習、市立小・中学校と特別支援学校において学校間交流を実施し、障害のある子どもとない子どもの交流活動を実施して相互理解を図っています。障害のある人が普通に暮らせるまちづくりを目的とした長野市障害ふくしネット(地域自立支援協議会)において、ボランティアや市民の参加を求め、人材育成の充実を図り、地域の社会資源の開発、改善を行っています。</p> <p>(2)障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるとともに、障害者週間に合わせた啓発活動により、広く障害者福祉についての関心と理解を深め、また、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーについても理解を深めるよう取り組んでいます。</p> <p>(3)地域生活への移行を推進するため、第二期障害福祉計画を策定し、グループホーム、日中活動系サービス事業所の整備を図っています。障害者やその家族が、必要とする情報を的確に入手し、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、8ヶ所の事業所に委託をし8名の相談支援専門員を配置しカウンセリングやサービス等の相談にのり支援しています。</p>
--





**3 基本施策を展開する上での課題** (施策の「主な取組」新規取組における課題から抜粋)

(1) 一方的な啓発・広報活動に留まることなく、障害者を含む市民が協働するなかで相互に理解し啓発しあうような事業の展開が必要です。障害のある子とない子の統合保育を実施するためには、両者の数のバランスに配慮する必要があります。障害のある子の小・中学校への就学は、就学基準(国の指針)に基づき市教育委員会が就学先を決定していますが、障害のある子とない子が共に学び合える場と内容の向上を一層図る必要があります。現在も活発な活動をしています。より多くのボランティア、市民の参加を促進し、長野市障害ふくしネット(地域自立支援協議会)の活動を継続して支援していく必要があります。

② 障害者の福祉についての関心と理解を深め、ユニバーサルデザイン、心のバリアフリーの普及を進められるように、さまざまな方法での啓発活動が必要です。

(3) 障害者自立支援法に基づき平成24年3月までに、地域と交わる暮らしへの転換を図るための日中活動の場と生活の場を分離するための新体系サービスへ移行する必要があります。障害者やその家族が、必要とする情報を的確に入手したり多種多様な相談をするための、相談支援体制の充実が必要です。

**4 基本施策の今後の方向性** (施策の今後の方向性の主担当課の考え方から抜粋)

(1) 障害者交流活動を推進することにより、地域との交流を広げ、地域における障害者理解・社会参加の促進等の普及啓発活動に引き続きつなげていきます。障害のある子を受け入れる保育所・幼稚園の拡大を図るとともに入園児童に偏りがないように保護者への入園先の情報提供や相談に努めます。小・中学校では、特別支援教育研究協力校の実践を市立小・中学校に広めながら、管理職を初めとする教職員の研修を実施するなど学校内支援体制の充実に努めます。障害者週間行事等を通して、地域の関係者によるネットワークである長野市障害ふくしネット(地域自立支援協議会)の広報活動を推進していきます。

② 障害者の福祉についての関心と理解を深め、ユニバーサルデザイン、心のバリアフリーの普及を進められるように、さまざまな方法での啓発活動が必要です。

③ 移行期限を踏まえ、計画的な施設整備を促進し、身近な場所でサービスを提供できる仕組みづくりを推進していきます。多種多様な相談に対応できるよう相談支援専門員のスキルアップを図り、障害者等が的確な障害福祉サービスを利用できるようにします。

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	131-01	<b>施策名</b>	障害者理解・社会参加の促進
-----------	--------	------------	---------------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	産業振興部
<b>主担当課</b>	障害福祉課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	障害と障害者に関する理解の促進やスポーツ・芸術文化活動の振興などにより、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合う社会を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
一般企業の障害者雇用率	%	1.64	1.71	1.68	1.71		1.80	43.8	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)障害のある人とない人とは、互いに理解し合い、尊重し、助け合って生きる「心のバリアフリー」を促進するための広報・啓発活動を推進します。(障害福祉課)
- (2)スポーツ・レクレーション教室、障害者スポーツ大会や文化芸術祭等の開催を支援し、積極的な社会参加を促進します。(障害福祉課、施策441-01関連)
- (3)障害者をはじめとするすべての人が使いやすいユニバーサルデザインの理念の普及・啓発を推進します。(障害福祉課、施策612-01関連)
- (4)事業所への啓発や福祉・教育など関係機関等との連携により、障害者雇用の促進を図ります。(障害福祉課、産業政策課、施策551-01関連)

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況 進捗状況)

- (1)ふれあいまつりなど障害者交流活動を推進し、地域との交流を広げ、地域における障害者理解・社会参加の促進等の普及啓発活動に取り組んでいます。
- (2)障害者の生活を豊かにするためのスポーツ・文化活動の振興を推進し、地域との交流を広げ、地域における障害者理解・社会参加の促進等の普及啓発活動に取り組んでいます。
- (3)障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるとともに、障害者週間に合わせた啓発活動により、広く障害者福祉についての関心と理解を深め、また、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーについても理解を深めるよう取り組んでいます。
- (4)障害者雇用の促進を図るため、長野市職業相談室において、ハローワークや長野圏域障害者就業・生活支援センターと連携しています。また、若年者、中高年齢者、障害者等の特定求職者の常用雇用した事業主に対し、特定求職者常用雇用促進奨励金を交付し、安定した雇用確保に取り組んでいます。障害者の職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を高め、障害者雇用の促進を目的に平成24年10月に全国障害者技能競技大会(アビリンピック)を長野市で開催します。

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
障害者スポーツ振興補助金	障害福祉課		
障害者交流補助金	障害福祉課		
障害者団体社会活動事業補助金	障害福祉課		
アビリンピック開催事業	障害福祉課		

3 施策を展開する上での課題

(注な取組) 新規取組における課題)

(1) 一方的な啓発・広報活動に留まることなく、障害者を含む市民が協働するなかで相互に理解し啓発しあうような事業の展開が必要です。

(2) 障害者の生活を豊かにするためのスポーツ・文化活動の振興を推進することにより、障害者の地域生活への移行を円滑に進め、市民が協働するなかで相互啓発となるような事業の展開が必要です。

(3) 障害者の福祉についての関心と理解を深め、ユニバーサルデザイン、心のバリアフリーの普及を進められるように、さまざまな方法での啓発活動が必要です。

(4) 特定求職者常用雇用促進奨励金の障害者雇用に対する交付実績が平成18年度以降ないため、ハローワーク等との連携により利用促進のための取り組みが必要です。  
アビリンピックの開催市として、アビリンピックの周知を行うとともに、アビリンピックの実施計画作成に当たり推進協議会との十分な協議が必要です。



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方>

(注な取組) 新規取組の今後の方向性)

(1) 障害者交流活動を推進することにより、地域との交流を広げ、地域における障害者理解・社会参加の促進等の普及啓発活動に引き続きつなげていきます。

(2) 障害者の生活を豊かにするためのスポーツ・文化活動の振興を推進し、地域との交流を広げ、地域における障害者理解・社会参加の促進等の普及啓発活動を今後も実施していきます。

(3) ユニバーサルデザイン、心のバリアフリーの普及を推進するために、広報ながのやホームページでの啓発、各種イベントでの積極的な啓発活動に努めていきます。

(4) 長野市職業相談室を中心にハローワーク、長野障害者職業センター等の就労支援機関と連携し、雇用促進に取り組んでいきます。また、特定求職者常用雇用促進奨励金制度の周知により利用促進を図るとともに、障害者雇用に関する国等の各種助成金の情報を収集し提供できるように努めます。  
アビリンピック開催に向け、推進協議会と協力しながら必要な準備を行い、アビリンピックを成功させ、障害者雇用の促進に努めていきます。

施策の今後の方向性 (総括)

拡大 継続 縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	131-02	<b>施策名</b>	障害福祉サービスの充実
-----------	--------	------------	-------------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	障害福祉課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	身近な地域におけるサービス拠点の基盤整備、給付内容の充実などにより、障害者が自ら必要とする障害福祉サービスを利用しながら自立して生活できる環境を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
障害者のグループホーム等で受入可能な定員数	人	270	294	322	341		628	19.8	
居宅介護等の年間利用時間数	時間	84,768	82,041	95,409	104,819		118,128	60.1	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の 主な取組)

- (1)一人ひとりのニーズに対応した日中活動サービス・居住支援サービスを身近な場所で提供できる仕組みづくりを推進します。(障害福祉課)
- (2)障害者が地域で暮らし続けられるよう居宅介護(ホームヘルプ)・ショートステイなどの介護給付、就労継続支援・自立訓練などの訓練等給付の充実を図ります。(障害福祉課)
- (3)身近な地域におけるサービス拠点づくりやNPO等によるサービスの提供など、地域の既存資源を有効活用した基盤整備や活動を支援します。(障害福祉課)

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(主な取組)新規取組の実施状況 進捗状況)

- (1)地域生活への移行を推進するため、第二期障害福祉計画を策定し、グループホーム、日中活動系サービス事業所の整備を図っています。
- (2)障害者自立支援法に基づき第二期長野市障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス(介護 訓練給付)を実施しています。
- (3)障害のある人が普通に暮らせるまちづくりを目的とした長野市障害ふくしネット(地域自立支援協議会)において、ボランティアや市民の参加を求め、人材育成の充実を図り、地域の社会資源の開発、改善を行っています。

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
介護給付費・訓練等給付費	障害福祉課		
障害者(児)施設賃借料補助金	障害福祉課		
民間障害者福祉施設運営調整費支給	障害福祉課		
障害者福祉施設整備補助金	障害福祉課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1)障害者自立支援法に基づき平成24年3月までに、地域と交わる暮らしへの転換を図るための日中活動の場と生活の場を分離するための新体系サービスへ移行する必要があります。

(2)国において、障害者自立支援法を廃止し、平成25年8月までに障がい者総合福祉法(仮称)が制定したいとしていることから、国の動向を注視する必要があります。

(3)現在も活発な活動をしています。より多くのボランティア、市民の参加を促進し、長野市障害ふくしネット(地域自立支援協議会)の活動を継続して支援していく必要があります。



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1)移行期限を踏まえ、計画的な施設整備を促進し、身近な場所でサービスを提供できる仕組みづくりを推進していきます。

(2)制度改正に速やかに対応し、障害福祉サービスの充実を図ります。

(3)障害者週間行事等を通して、地域の関係者によるネットワークである長野市障害ふくしネット(地域自立支援協議会)の広報活動を推進していきます。

施策の今後の方向性(総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	131-03	<b>施策名</b>	地域生活支援の充実
-----------	--------	------------	-----------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	障害福祉課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	障害者を地域全体で支えるネットワークの確立、相談支援体制の整備、コミュニケーション手段・移動の支援などにより、ライフスタイルに応じて地域で支え合う環境を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
地域活動支援センター設置数	か所	-	10	11	12		18	66.7	
手話奉仕員養成講座修了者数 (累計)	人	139	167	195	195		223	66.7	

指標項目 の目標値は、目標達成によりH22から見直し

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の 主な取組)

<p>(1)障害者の地域における自立を支えるネットワークを構築し、障害福祉サービスの利用に向けた支援などの相談 情報提供体制を整備するとともに、虐待防止 権利擁護の取組を推進します。(障害福祉課)</p> <p>(2)障害者に対し創作的活動や生産活動の機会等を提供する地域活動支援センターの整備を促進します。(障害福祉課)</p> <p>(3)障害者との円滑な意思疎通を仲介するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣などコミュニケーション手段の確保と外出のための移動を支援します。(障害福祉課)</p> <p>(4)自立した生活を営むために必要な日常生活用具を給付するなど、障害者の在宅生活を支援します。(障害福祉課)</p> <p>(5)障害児を一時的に預かる体制を充実し、障害児を持つ親の子育てを支援します。(障害福祉課)</p>
---

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(主な取組)新規取組の実施状況 進捗状況)

<p>(1) 障害者やその家族が、必要とする情報を的確に入手し、障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう 8ヶ所の事業所に委託をし8名の相談支援専門員を配置しカウンセリングやサービス等の相談にのり支援しています。</p> <p>(2) 障害者自立支援法に基づき、共同作業所など旧体系の事業所について地域活動支援センターへの移行に向けて支援しています。</p> <p>(3) 聴覚障害者の社会参加及び活動に必要な情報の収集や伝達について支援するため手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。 また、障害者の外出および余暇活動等への社会参加のための移動を支援するため、ヘルパー派遣やリフトバスの運行及びタクシー利用券の交付を実施しています。</p> <p>(4) 障害者の自立生活を支援するために定められた給付条件をもとに用具を給付しています。 また、自力での入浴が困難な重度障害者等に、移動入浴車を使用して訪問入浴サービスを実施しています。</p> <p>(5)重症心身障害児(者)通園事業を市内2か所で実施しています。 また、在宅障害者の介護軽減及び障害者の日常生活の支援を図るため時間単位で介護支援するタイムケア事業を実施しています。</p>
---

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
地域活動支援センター事業	障害福祉課	重症心身障害児(者)通園事業	障害福祉課
障害者地域生活相談支援	障害福祉課	成年後見支援体制構築促進事業	障害福祉課
障害者タクシー利用券交付事業	障害福祉課		
移動支援	障害福祉課		
聴覚障害者支援	障害福祉課		
在宅障害者タイムケア	障害福祉課		
身体障害者訪問入浴事業	障害福祉課		
やさしいまちづくり推進	障害福祉課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1) 障害者やその家族が、必要とする情報を的確に入手したり、多種多様な相談をするための、相談支援体制の充実が必要です。

(2) 現在14か所の地域活動支援センターが移行完了していますが、残る2か所の共同作業所は平成23年度末までに地域活動支援センターへ移行しなければなりません。

(3) 移動支援における課題として、適正なサービスを継続するために利用者負担額と報酬単価の見直しをする必要があります。  
また、移動支援やコミュニケーション手段の利用者の満足度を充実させるために、事業者の実態把握を含めて事業者と連携することや、周知をすることが必要です。

(4) 現在の利用状況に合わせて、日常生活用具等品目の指定や支給条件の見直しを必要があります。  
重度障害者等へ移動入浴事業の周知をし、継続して利用促進することが必要です。

(5) 重症心身障害児(者)通園事業やタイムケア事業を継続して実施する必要があります。



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1) 多種多様な相談に対応できるよう相談支援専門員のスキルアップを図り、障害者等が的確な障害福祉サービスを利用できるようにします。

(2) 平成23年4月に地域活動支援センターへ完全移行し、障害者に対し創作的活動や生産活動の機会等を提供します。

(3) 利用者へ事業内容の周知をするとともに、事業者との連携を図りサービスを見直しながら、移動支援を継続します。

(4) 訪問入浴サービスを継続するとともに、日常生活用具等を給付し、障害者の在宅生活を支援します。

(5) 重症心身障害児(者)通園事業の充実を図り、タイムケア事業を継続することで障害児を持つ親の子育てを支援していきます。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	131-04	<b>施策名</b>	早期療育体制 教育の充実
-----------	--------	------------	--------------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	教育委員会
<b>主担当課</b>	健康課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

施策の目標		達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合								
障害の発生予防の啓発、早期発見と早期療育の充実、育成支援体制の整備などにより 障害児の能力と可能性を伸ばせる環境を目指します。		指標項目	単位	現状値(H17)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)	達成率(%)
		障害の早期発見と早期療育のための乳幼児健康診査(1歳6か月児健康診査)の受診率	%	94.2	93.0	96.3	97.4		100	55.2
		障害児等の幼稚園 保育所における在園率	%	2.6	4.0	4.4	4.5		4.0	135.7

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の 主な取組)

- (1)障害の早期発見のための乳幼児健康診査を充実するとともに、障害の発生要因や健康管理の知識普及を図り、障害の発生予防に努めます。(健康課)
- (2)医師による専門的診断、発達相談員や保健師などによる保健相談を充実し、障害の早期発見と早期療育を図ります。(健康課)
- (3)幼稚園 保育所 小学校 中学校において、障害のある子どもとない子どもが、自然に接することのできる育成支援体制を整備します。(保育家庭支援課、学校教育課、施策411-03関連)
- (4)障害児が能力と可能性を伸ばし、自立するための基礎が身につくような療育の充実と保育 教育を受ける環境を整備します。(障害福祉課、保育家庭支援課、学校教育課、施策411-03関連)



## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(主な取組)新規取組の実施状況 進捗状況)

- (1)身体発達及び精神発達の面から最も重要な時期である乳幼児期に、医師・歯科医師・保健師等による総合的な健康診査を保健センター等で実施しています。また、3~11か月児、9~10か月児を対象に、医療機関による個別健康診査を実施しています。
- (2)乳幼児健康診査及び健康教室の結果、何らかの問題が懸念される場合は、すすく相談等を実施し、経過観察や保護者に対する相談 助言等を実施しています。さらに、診断が必要と判断した場合は、小児神経科医等による乳幼児発達健診を実施しています。発達障害と診断された場合は、作業療法士等により 保護者が障害特性を理解し対応できるように、個別又はグループ療育相談を実施しています。
- (3)保育所では、障害のある子どもとない子どもの統合保育を目的に、障害の程度が中程度で集団活動が可能な児童の受け入れをしています。  
小 中学校では、通常の学級と特別支援学級における交流及び共同学習、市立小 中学校と特別支援学校において学校間交流を実施し、障害のある子どもとない子どもの交流活動を実施して相互理解を図っています。
- (4)日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う 児童デイサービスや障害児自立サポート事業を実施しています。保育 教育を受ける環境については、療育 相談機関と連携をとりながら、個別支援計画を立て、児童に応じた保育を実施し、また、障害のある児童生徒へのきめ細かな教育を実現するため長野市特別支援教育さんさんプランにより、一人ひとりの個別の教育支援計画を作成して適切な指導と必要な支援をしています。また、一人ひとりの教育的ニーズを把握するため、小 中学校へ特別支援教育巡回相談員の派遣を行っています。



参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
障害児自立サポート事業	障害福祉課		
短期入所行動障害児援護事業	障害福祉課		
乳幼児健全発達支援 (施策 141-02掲載)	健康課		
乳幼児健康診査 (施策 141-02掲載)	健康課		
妊婦健康診査 (施策 141-02掲載)	健康課		
特別支援教育推進事業 (施策 411-03掲載)	学校教育課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1)きめ細やかな健診を行うため、対象者が多い地区については、実施回数を増やす必要がありますが、小児科医師の数が少ないことから、医師会との連携が必要です。

(2)発達障害を診断できる医師が特に少ないため、乳幼児発達健診を安定して継続していくためには、医師会との連携が必要です。また、療育に携わる専門スタッフの確保及び健診等に携わる職員の資質向上が必要です。

(3)障害のある子どもとない子どもの統合保育を実施するためには、両者の数のバランスに配慮することが必要です。  
障害のある子の小・中学校への就学は、就学基準(国の指針)に基づき市教育委員会が就学先を決定していますが、障害のある子どもとない子どもが共に学び合える場と内容の向上を一層図る必要があります。

(4)自立サポート事業所では、利用者の要望に応えるため、スタッフの確保等が必要です。障害の内容の多様化に合わせ、子どもの状態に合わせた保育・教育が必要です。個別の教育支援計画の作成及び教育的ニーズの把握や支援体制での学校間格差に対応する必要があります。特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣については、支援を必要とする児童生徒の増加や障害の多様化等により、現在の市の支援体制の中での対応が困難になっています。

4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1)医師会との緊密な連携の下、乳幼児健診を継続実施し、障害の発生予防に努めます。

(2)医師会との連携を更に深め、乳幼児発達健診の継続実施に努めます。また、職員の資質向上を図るため、研修会を行うとともに、発達障害の早期発見・早期療育に努めます。

(3)障害のある子どもを受け入れる保育所・幼稚園の拡大を図るとともに入園児童に偏りがないように保護者への入園先の情報提供や相談に努めます。  
小・中学校では、特別支援教育研究協力校の実践を市立小・中学校に広めながら、管理職を初めとする教職員の研修を実施するなど学校内支援体制の充実に努めます。

(4)児童デイサービス事業所の拡大を図ると共に、自立サポート事業の人材確保の体制を整えます。  
職員の資質の向上、また、一人ひとりの教育的ニーズに応じるための実践研修の充実により、保育・教育を受ける環境を整備していきます。関係機関と連携し、特別支援教育支援員の配置や巡回相談員の派遣により、児童への一貫した支援を図ります。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大	継続	縮小	

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 基本施策の現況と課題等シート

## 基本構想

都市像	～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち “ながの”		
7本柱	1	7本柱名	健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健 福祉分野】
政策	3	政策名	自分らしく生きられる社会の形成

## 前期基本計画

基本施策	132	基本施策名	地域福祉社会の実現
------	-----	-------	-----------

主担当部局	保健福祉部	関係部局	教育委員会
-------	-------	------	-------

方針	住み慣れた地域で安心して生活できるよう 市民・事業者・NPO 行政等の連携・協働のもとに、認め合い支え合う地域福祉社会の実現を目指します。
----	---

アンケート指標	単位	現状値(H18)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)
地域や隣近所で互いに支え合い助け合う関係が築かれている	%	42.1	31	36.4	24.3		50～70

### 1 基本施策の主な取組

(施策の前期基本計画の「現況と課題」から抜粋)

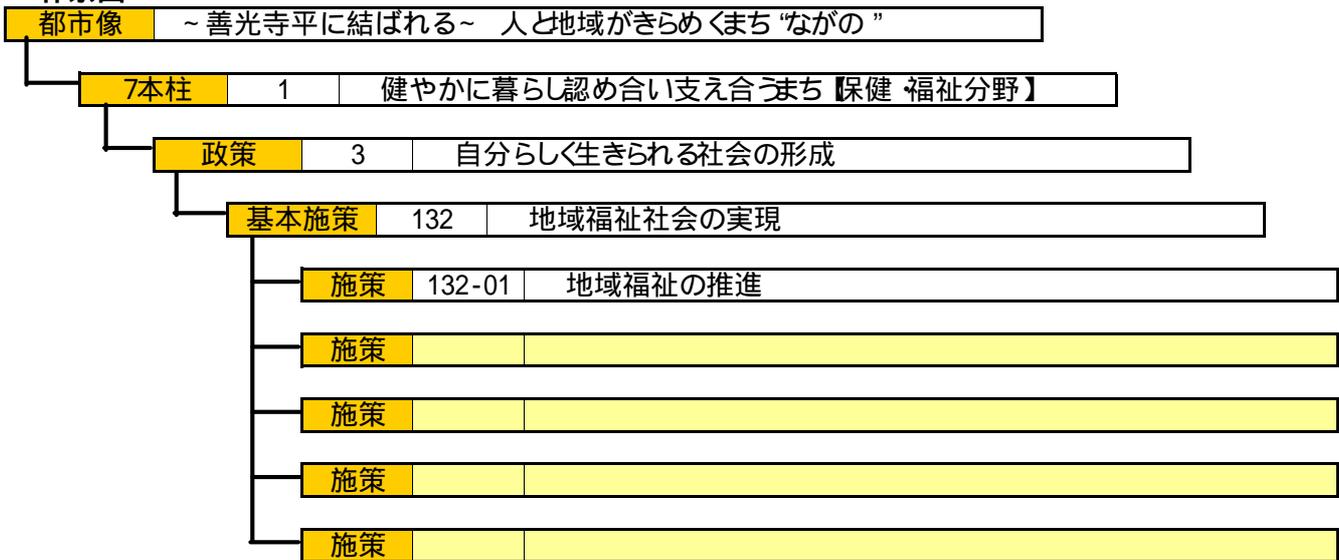
- (1) 少子・高齢化の進展、世帯構成やライフスタイルの変化等により、助け合える近隣関係が少なくなる中、地域で支え合う地域福祉社会の実現が求められています。
- (2) ボランティア活動への意識が高まる中、地域福祉活動への参加を促進し、身近な地域の課題を解決する仕組みづくりが求められています。

### 2 基本施策の現状

(施策の「主な取組」新規取組の実施状況等から抜粋)

- (1) 地域福祉ワーカーの設置は年々増加傾向にあり、全地区での設置に向かっていきます。また、地域福祉ワーカーの日常の活動を通じて発掘した課題やニーズを共有するため地域福祉ワーカー連絡調整会議を開催しました。住民主体による「まちづくり計画」や「地域福祉活動計画」の策定は、策定の助成や地域福祉ワーカーの配置などにより、年々増加傾向にあり、指標目標の達成に向かっていきます。
- (2) 市社会福祉協議会が開催するコーディネート力養成講座により、人材の育成を図っています。また、住民自治協議会の活動が主体的かつ継続的に行われるよう、公民館等と連携して、住民参加・協働に向けた意識改革や活動をけん引する人材の発掘・育成をしています。福祉自動車の購入経費やコーディネーターの人件費に対する補助や地域のボランティア団体が行うふれあい会食及び定期的な自宅訪問活動の助成等を通じて、地域の支え合い活動を支援しました。

体系図



3 基本施策を展開する上での課題

(施策の「主な取組」新規取組における課題から抜粋)

(1)地域福祉ワーカーに対する住民等の理解が十分ではなく、また、よらず相談等を担う地域福祉ワーカーが相談を適切な専門家などにつなげる等の対応が十分ではありません。  
 地区ごとのまちづくりの構想ともいえる「まちづくり計画」や「地域福祉活動計画」は、一部の地区で策定に対する地域住民の参加意欲が低いなどの状況にあり、全地区で策定されていません。

(2)地域福祉推進のため、地域福祉活動の担い手が集まることのできる拠点を充実し、住民自治協議会における活動をけん引する人材の確保が必要です。  
 地域たすけあい事業では、地域住民の参加を基本とし、有償在宅福祉サービス活動を地域に定着させる必要があります。ふれあい会食・自宅訪問活動は、心身の状況により、会食会へ参加できない人が多くなっています。さらに、要介護認定高齢者、認知症高齢者の増加により、安否確認の必要性の判断が複雑になってきています。

4 基本施策の今後の方向性

(施策の今後の方向性の主担当課の考え方から抜粋)

(1)広報等により地域福祉ワーカーの役割を市民へ周知します。また、地域福祉ワーカーに対する研修・養成を充実します。  
 「地区まちづくり計画」や「地域福祉活動計画」の未策定地区については、地区住民を対象とした説明会へ積極的に参加するなどして、住民の策定意欲を高めるとともに、策定済み地区については進行管理、見直しや評価を支援します。

(2)地域福祉活動の担い手が気軽に集まることのできるよう、地域福祉推進拠点の充実を支援するとともに、全市民を対象とした市民活動入門講座の開催などを、市民公益活動センター及びボランティアセンターと連携して実施します。  
 地域が自主的に考えることのできるような補助金又は交付金の形態の導入を検討し、引き続き地域の支え合い活動事業を実施します。

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	132-01	<b>施策名</b>	地域福祉の推進
-----------	--------	------------	---------

<b>担当当局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	教育委員会
<b>担当課</b>	厚生課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	各地区での地域福祉活動計画策定や支え合い活動への支援などにより 市民・事業者・NPO・行政等の連携・協働のもとに、認め合い支え合う地域福祉社会を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
地域福祉活動計画策定地区数	地区	2	4	6	14		30	42.9	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

<p>(1)地域に根ざした様々な課題・ニーズを発見し、地域の支え合い活動に結びつけるとともに、地域福祉活動への地域住民の参加を促進する地域福祉ワーカーの各地区への設置を支援します。(厚生課)</p> <p>(2)地域や学校でのあらゆる学習機会を通じて、一人ひとりの人権意識・福祉意識の醸成と広報・啓発活動を推進します。(厚生課、学校教育課、人権同和政策課)</p> <p>(3)各地区ごとに住民主体でつくる地域福祉活動計画の策定を支援します。(厚生課、施策021-01関連)</p> <p>(4)地域福祉を推進する拠点づくり、組織の充実・強化、人材の育成の支援により、市民・地域福祉団体・ボランティア・行政等の連携・協働による地域の支え合い活動を促進します。(厚生課、施策021-01関連)</p>
---

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況・進捗状況)

<p>(1)地域福祉ワーカーの設置は年々増加傾向にあり、全地区での設置に向かっていきます。また、地域福祉ワーカーの日常の活動を通じて発掘した課題やニーズを共有するため地域福祉ワーカー連絡調整会議を開催しました。</p> <p>(2)福祉のあらし及び長野市福祉統計の作成や人権同和啓発に関するポスターの掲示、リーフレットの配布、ホームページ等による広報活動を実施しました。また、住民自治協議会人権同和教育・啓発担当部署との連携による啓発、人権同和教育研究指定校(全校指定)での実践と研究や子ども人権同和教室(5か所)の設置・運営をしました。 市社会福祉協議会が開催する福祉大会を共催し、福祉功労者・団体を顕彰するとともに、本市の福祉の高揚に努めました。</p> <p>(3)住民主体による「まちづくり計画」や「地域福祉活動計画」の策定は、策定の助成や地域福祉ワーカーの配置などにより、年々増加傾向にあり、指標目標の達成に向かっていきます。</p> <p>(4)市社会福祉協議会が開催するコーディネーター養成講座により、人材の育成を図っています。また、住民自治協議会の活動が主体的かつ継続的に行われるよう、公民館等と連携して、住民参加・協働に向けた意識改革や活動をけん引する人材の発掘・育成をしています。 福祉自動車の購入経費やコーディネーターの人件費に対する補助や地域のボランティア団体が行うふれあい会食及び定期的な自宅訪問活動の助成等を通じて、地域の支え合い活動を支援しました。</p>
---

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
地域福祉推進事業補助金	厚生課		
民生・児童委員協議会活動補助金	厚生課		
地域たすけあい事業補助金	高齢者福祉課		
ふれあい会食・自宅訪問活動事業補助金	高齢者福祉課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1)地域福祉ワーカーに対する住民等の理解が十分ではなく、また、よらず相談等を担う地域福祉ワーカーが相談を適切な専門家などにつなげる等の対応が十分ではありません。

(2)福祉制度が多種多様であり、また、制度の変更も頻繁となっていることから、市民が一目で理解でき、十分な広報をする必要があります。  
人権教育については、差別事象が今後も絶たない状況にあり、住民自治協議会との協働・連携による啓発のあり方、市としての人権施策の方向性を見定めていく必要があります。

(3)地区ごとのまちづくりの構想ともいえる「まちづくり計画」や「地域福祉活動計画」は、一部の地区で策定に対する地域住民の参加意欲が低いなどの状況にあり、全地区で策定されていません。

(4)地域福祉推進のため、地域福祉活動の担い手が集まることのできる拠点を充実し、住民自治協議会における活動をけん引する人材の確保が必要です。地域たすけあい事業では、地域住民の参加を基本とし、有償在宅福祉サービス活動を地域に定着させる必要があります。ふれあい会食・自宅訪問活動は、心身の状況により、会食会へ参加できない人が多くなっています。さらに、要介護認定高齢者、認知症高齢者の増加により、安否確認の必要性の判断が複雑になってきています。



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1)広報等により地域福祉ワーカーの役割を市民へ周知します。また、地域福祉ワーカーに対する研修・養成を充実します。

(2)福祉制度の情報の収集、周知及び共有を徹底するため、必要に応じて広報の方法や内容の見直しを行います。  
時代に対応した人権施策の方針の下、今後もあらゆる機会を捉え、様々な差別の解消に向けた人権意識の熟成と教育・啓発・広報活動を推進します。

(3)「地区まちづくり計画」や「地域福祉活動計画」の未策定地区については、地区住民を対象とした説明会へ積極的に参加するなどして、住民の策定意欲を高めるとともに、策定済み地区については進行管理、見直しや評価を支援します。

(4)地域福祉活動の担い手が気軽に集まることができるよう、地域福祉推進拠点の充実を支援するとともに、全市民を対象とした市民活動入門講座の開催などを、市民公益活動センター及びボランティアセンターと連携して実施します。  
地域が自主的に考えることができるような補助金又は交付金の形態の導入を検討し、引き続き地域の支え合い活動事業を実施します。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 基本施策の現況と課題等シート

## 基本構想

都市像	～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち “ながの”		
7本柱	1	7本柱名	健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健 福祉分野】
政策	3	政策名	自分らしく生きられる社会の形成

## 前期基本計画

基本施策	133	基本施策名	生活保障の確保
------	-----	-------	---------

主担当部局	保健福祉部	関係部局	
-------	-------	------	--

方針	生活に困窮している世帯が、法に基づく最低限の生活支援を受けることができ、経済的な自立に向けて安心して暮らせるまちを目指します。							
	アンケート指標	単位	現状値(H18)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)
	生活保護率(人口1,000人当たり) (この項目のみアンケートによらない)	%	3.7(H17)	4.3	4.7			5.1

### 1 基本施策の主な取組

(施策の前期基本計画の「現況と課題」から抜粋)



(1)生活の保障を必要とする人が増加している中、生活保護等を円滑かつ適正に実施する必要があります。

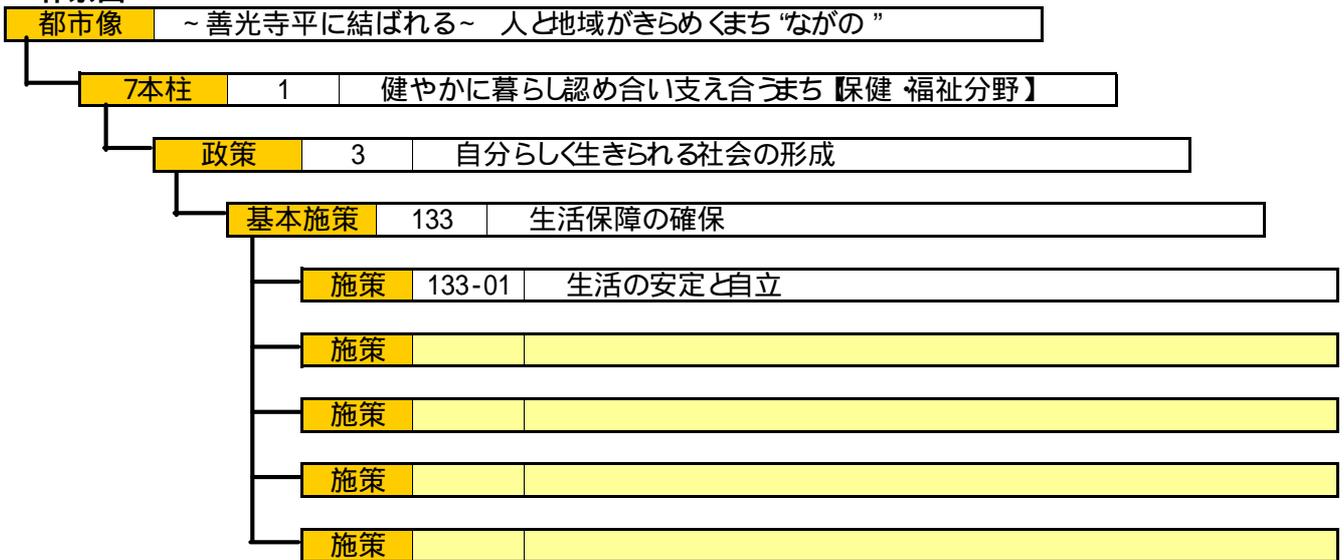
### 2 基本施策の現状

(施策の「主な取組」新規取組の実施状況等から抜粋)



(1)居宅訪問等により世帯の実情を把握するとともに、生活保護法と国が示す実施要領に基づき生活保護の適正な運用に取り組んでいます。  
ケースワーカーが、各地区の民生委員協議会に出向き、情報の共有を図り生活保護世帯の支援につなぐ取り組みをしています。また、ハローワークとの連携により自立へ向けた支援をしています。

体系図



3 基本施策を展開する上での課題

(施策の「主な取組」新規取組における課題から抜粋)

(1)リーマンショック以降、失業等による生活保護世帯の増加によりケースワーカーの業務量が増大しており、適正な配置が必要です。雇用情勢の悪化により就労による自立支援が困難となっています。



4 基本施策の今後の方向性

(施策の今後の方向性の主担当課の考え方から抜粋)

(1)ケースワーカーの適正配置を図るとともに国の施策に沿って生活保護の適正な運用に努めます。就労支援員による就労支援プログラムの活用により、ハローワークとの連携を図り、生活保護法の目的である自立助長に向け、就労を促進していきます。

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	133-01	<b>施策名</b>	生活の安定と自立
-----------	--------	------------	----------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	厚生課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	生活に困窮している世帯に対する生活保護の実施や中国帰国者等への生活相談 就業支援などにより、法に基づく最低限の生活の安定と自立を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
生活保護自立更生率	%	7.7	6.2	6.9	3.4		7.7	後退	

## 1 施策の主な取組 (前期基本計画の施策の【主な取組】)

<p>(1)世帯の実情に即した生活保護の適正な運用を図ります。(厚生課)</p> <p>(2)ケースワーカー・民生委員・児童委員・関係機関等との連携により、自立へ向けた生活相談や指導を適切に実施します。(厚生課)</p> <p>(3)中国帰国者等が地域の生活に慣れるよう、関係機関・団体と連携した生活相談・生活指導や就業支援により、経済的・社会的自立を支援します。(厚生課)</p>
---



## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点> (【主な取組】新規取組の実施状況 進捗状況)

<p>(1)居宅訪問等により世帯の実情を把握するとともに、生活保護法と国が示す実施要領に基づき生活保護の適正な運用に取り組んでいます。</p> <p>(2)ケースワーカーが、各地区の民生委員協議会に出向き、情報の共有を図り、生活保護世帯の支援につなぐ取り組みをしています。また、ハローワークとの連携により、自立へ向けた支援をしています。</p> <p>(3)中国残留邦人が、日常生活上の様々な障害を抱えている現状から、就労に関する相談・指導を継続して行う必要があると判断し、生活相談員(就労相談員)を配置して支援をしています。</p>
---



参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
生活保護法外援護	厚生課		

3 施策を展開する上での課題

(注な取組) 新規取組における課題)

- (1)リーマンショック以降、失業等による生活保護世帯の増加によりケースワーカーの業務量が増大しており 適正な配置が必要です。
- (2)リーマンショック以降、雇用情勢の悪化により就労による自立支援が困難となっています。
- (3)中国帰国者等への企業からの求人が減少し、希望する職場への就職が難しい状況となっており 継続した就業支援が必要です。



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方>

(注な取組) 新規取組の今後の方向性)

- (1)ケースワーカーの適正配置を図るとともに国の施策に沿って生活保護の適正な運用に努めます。
- (2)就労支援員による就労支援プログラムの活用によりハローワークとの連携を図り 生活保護法の目的である自立助長に向け、就労を促進していきます。
- (3)中国帰国者等が地域の生活に慣れるよう 企業との連携を深め、経済的・社会的自立の支援をしていきます。

施策の今後の方向性 (総括)

拡大	継続	縮小
----	----	----

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 基本施策の現況と課題等シート

## 基本構想

都市像	～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち “ながの”		
7本柱	1	7本柱名	健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健 福祉分野】
政策	4	政策名	安心して暮らせる生涯健康づくりの推進

## 前期基本計画

基本施策	141	基本施策名	保健衛生の充実
------	-----	-------	---------

主担当部局	保健福祉部	関係部局	生活部
-------	-------	------	-----

方針	幼年期から高年期までそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを通じて、市民一人ひとりが主体的に健康の保持・増進に取り組み、良好な生活衛生水準のもと、生涯にわたって健やかに暮らせるまちを目指します。							
	アンケート指標	単位	現状値(H18)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)
健康相談や市民健診など健康づくりを支援する環境が整っている		%	67.3	55	56.8	54.2		70%以上

### 1 基本施策の主な取組

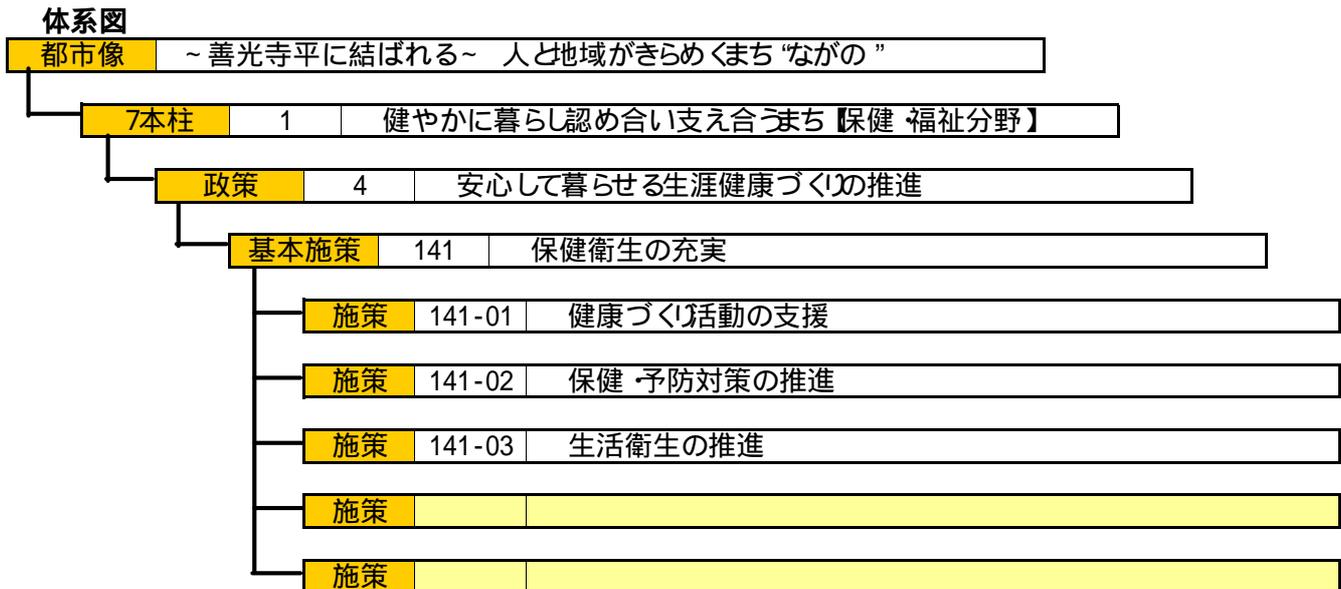
(施策の前期基本計画の「現況と課題」から抜粋)

- (1)市民の健康に対するニーズが多様化・高度化している中、保健所の機能を充実する必要があります。
- (2)食生活・喫煙・飲酒・運動不足などの生活習慣に起因した糖尿病・がん・脳血管疾患等が増加している中、ライフステージに応じた健康づくりを社会全体で支援する必要があります。
- (3)食品や医薬品などの安全性に対する関心が高まる中、迅速な情報提供や監視体制の強化など生活衛生の充実が求められています。
- (4)斎場の老朽化が進み、また、高齢化の進展に伴う火葬需要の増加が予想されており、新斎場の建設が必要となっています。

### 2 基本施策の現状

(施策の「主な取組」新規取組の実施状況等から抜粋)

- (1)保健センター等を拠点に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が、主に40歳以上の市民やその家族等を対象に、生活習慣病の予防、その他健康づくりに関する正しい知識の普及を図ることにより、市民自らの健康管理に対する主体的な実践を促すよう努めています。また、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言をしています。
- (2)疾患予防としてがんの早期発見、早期治療を図るため、各種がん検診を実施するとともに、検診の周知及び啓発に努めています。運動講習会、歯周疾患検診等のポピュレーションアプローチ（保健センター等において、対象を一部に限定しない、集団全体に対する予防方法）を実施しています。市民主体の健康づくりを地域に広げていくために、食生活改善推進員協議会、すこやかリーダー会等自主活動グループの人材育成及び活動支援しています。
- (3)計画的な食品営業施設の監視指導、市内に流通する食品の検査及び消費者啓発を実施しています。食品の検査・調査体制については、残留農薬検査可能項目数を大幅に増やして農薬検査を充実させています。改正された薬事法により、一般医薬品販売業の許可及び販売者の登録等規制の適正な施行を図っています。家庭用品の検査可能項目を増やし検査体制を充実しました。
- (4)合併により裾花斎場等、現在5つの斎場が利用可能です。新斎場整備については、危険分散を考慮し、大峰・松代両斎場を拡張整備する複数設置方式に方針を変更しました。大峰斎場については、地元合意形成が図られ、平成26年度稼働を目指して、手続きを進めています。松代斎場についても、早期の合意形成に向け、地元関係者と協議しています。



**3 基本施策を展開する上での課題**

(施策の「主な取組」新規取組における課題から抜粋)

(1)保健センターにおいて、地域住民の健康実態を把握し、病態別健康相談の実施など、地域の実情を勘案した重点課題を選定して取り組む必要があります。また、健康相談や健康教育を受けた者のその後の健康づくりについても、実態を把握しフォローしていく必要があります。

(2)市実施の検診、職場や人間ドック等の受診者を把握するとともに、早期発見・早期治療のため検診体制を充実することが必要です。  
 集団全体へ予防を働きかける方法は、時間を要するが疾病を発症しやすい者を新たに生み出さない一定の効果があるため、継続して疾病の改善・予防を図る必要があります。また、受診率が低い検診項目があります。  
 地域で活動している人材の高齢化が進んでいます。また、保健補導員会から住民自治協議会に役割の一部が引き継がれ、地域に合わせた支援が必要です。

(3)消費者の食に対する不信・不安の解消には至っていないことから、消費者への情報提供、意見交換等の有効な手段が求められています。また、現状の問題点に対応した監視指導、検査が必要になっています。今後、新たな規制項目が設定される場合には、迅速に検査体制の整備を進める必要があります。  
 医薬品、毒劇物、麻薬等は、適正な販売・使用が行われないと、人の健康、生活環境及び社会環境に深刻な影響を与えるため、医薬品等の適正な流通に関する監視指導及び適正な使用に関する啓発指導は、経常的・定期的実施していく必要があります。

(4)既存斎場が老朽化し、需要が増加していることから新斎場整備を早急に供用開始する必要があります。松代斎場については交渉中であり、現在のところ建設合意ができていないため、早急に地元交渉をまとめ、事業の推進を図る必要があります。

**4 基本施策の今後の方向性**

(施策の今後の方向性の主担当課の考え方から抜粋)

(1)保健センターにおいて、健康に関する指導及び助言を行うに当たり、国保特定保健指導との適切な連携や、相談内容等を分析し、実施方法等の改善に努めるとともに、選定した重点課題に関し、知識経験を有する専門スタッフの体制の充実に努め、地域保健・福祉に係わる関係機関・団体の協力を得て、相談内容等の多様化に対応します。

(2)がん検診の受診率の向上を図るため、検診を受けやすい体制づくり及び周知、啓発を実施するとともに、最新の知見や情報を収集し、調査及び研究を進め、検診内容を充実します。  
 予防対策にあたっては、成果が確認できるようビジョン、目標及び評価方法を明確にし、学校保健や産業保健等地域社会全体へ予防を働きかけることにより、疾病の予防と改善を図ります。  
 保健センター等の保健指導や健康教室をきっかけとして、介護予防や運動・栄養・口腔ケアのためのボランティアや、子育てサークルなど住民の自主グループの育成に努めます。また、保健センターの保健師等が活動を通じて積極的に住民自治協議会と関わることにより、健康づくり運動が地域全体に広がるよう努めます。

(3)「食品衛生監視指導計画」に、食の安全に係る、新たな課題を的確に取り込み、監視指導、食品の検査及び消費者啓発に当たっていきます。残留農薬検査は、引き続きSOPを整備しながら検査可能項目数を増やす一方、今後の国の情報把握に努めます。  
 医薬品等が適正に管理・使用され、市民の生活の安全が確保されるよう監視指導・啓発指導を続けるとともに、検査計画に従って検査体制を充実します。

(4)継続して既存斎場の円滑な運営に努めていきます。大峰新斎場は、計画に従って、また、松代新斎場については、地元区との合意形成を図り、事業を推進していきます。

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	141-01	<b>施策名</b>	健康づくり活動の支援
-----------	--------	------------	------------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	健康課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	保健センターの相談・指導体制の充実、家庭・学校・職場等での健康教育などにより、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
集団健康教育 総合健康相談の実施回数	回	1,222	1,532	1,595	1,634		1,900	60.8	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)健康相談や健康診査等の身近な保健サービスを提供する地域拠点である保健センターを整備し、相談・指導体制を充実します。(健康課)
- (2)市民一人ひとりの健康づくりへの意識の高揚と啓発を図り、地域主体の健康づくり活動を支援します。(健康課、施策441-01関連)
- (3)幼稚園・保育所・学校・職場等との連携のもと、食育や運動指導などの一貫した健康教育を推進し、乳幼児期から健康的な生活習慣が身につくよう支援します。(健康課、保育家庭支援課、保健給食課、施策411-04、441-01関連)



## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況 進捗状況)

- (1)主に40歳以上の市民やその家族等を対象に、保健センター等を拠点に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が生活習慣病の予防、その他健康づくりに関する正しい知識の普及を図ることにより、市民自らの健康管理に対する主体的な実践を促すよう努めています。また、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言をしています。なお、相談・指導等に当たっては、医師会及び歯科医師会等の理解と協力を得て、実施しています。
- (2)市民主体の健康づくりを地域に広げていくために、食生活改善推進員協議会、すこやかリーダー会等自主活動グループの人材育成及び活動支援しています。
- (3)母子保健事業、出前講座、健康ながの21推進市民の会、歯を守る市民の会等の活動や保育所・学校等の取組を通じて、子どもの頃から自分の健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を身につけることを目指して、生活習慣病等予防の知識や食育、歯科疾患の予防などの普及啓発を実施しています。



参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
総合健康相談	健康課		
集団健康教育	健康課		
健康ながの21推進	健康課		
食育事業	健康課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1)保健センターにおいて、地域住民の健康実態を把握し、病態別健康相談の実施など、地域の実情を勘案した重点課題を選定して取り組む必要があります。また、健康相談や健康教育を受けた者のその後の健康づくりについても、実態を把握しフォローしていく必要があります。

(2)地域で活動している食生活改善推進員協議会、すこやかリーダー会等の会員の高齢化が進んでいます。また、保健補導員会が解散し、住民自治協議会にその役割の一部が引き継がれましたが、その活動に差があり地域に合わせた支援が必要です。

(3)自らの健康に関心が薄くなる年代層(特に10代後半から30代)の行動を変えていくため、地域、学校や職場を対象とした健康教育や出前講座の機会を充実させる必要があります。

4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1)保健センターにおいて、健康に関する指導及び助言を行うに当たり、国保特定保健指導との適切な連携や、相談内容等を分析し、実施方法等の改善に努めるとともに、選定した重点課題に関し、知識経験を有する専門スタッフの体制の充実に努め、地域保健・福祉に係わる関係機関・団体の協力を得て、相談内容等の多様化に対応します。

②保健センター等における直接的な保健指導や健康教室をきっかけとして、介護予防や運動・栄養・口腔ケアのためのボランティアや、子育てサークルなど住民の自主グループの育成に努めます。また、保健センターの保健師等が活動を通じて積極的に住民自治協議会と関わることにより、健康づくり運動が地域全体に広がるよう努めます。

(3)保健センターを拠点に、地域住民のニーズを十分把握し、住民自治協議会、地域の学校、事業所や自主グループ等の関係団体と連携しながら、市民が参加しやすい相談体制及び健康学習機会の充実を図ります。ライフステージに応じた健康づくりの支援を効果的に推進するために、保健所(保健センター)と学校保健、産業保健との連携を強化し、適切な生活習慣の基礎をつくる子どもの頃からの健康づくりを推進します。

施策の今後の方向性(総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	141-02	<b>施策名</b>	保健 予防対策の推進
-----------	--------	------------	------------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	健康課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	保健指導の推進や生活習慣病等の早期発見・早期治療のための各種検診の充実などにより、一人ひとりのライフステージに応じた疾病の予防と健康の増進を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
市民健康診査の受診率	%	46.3	45.6	-	-		60	-	
大腸がん検診の精密検査受診率	%	63.2	81.0	81.6	75.4		100	33.2	

指標項目 は、特定健康診査の実施 (H20)に伴い、H19まで進捗管理を実施

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

<p>(1)妊産婦と乳幼児の健康診査・歯科健診・保健指導等の母子保健を充実します。また、関係機関との連携強化と相談体制の充実により、乳幼児虐待の防止と早期発見に努めます。(保育家庭支援課、健康課)</p> <p>(2)生活習慣病やがんなどの早期発見・早期治療のための健康診査や各種がん検診等の検診体制と検診内容を充実します。(健康課、環境衛生試験所)</p> <p>(3)身体活動・運動の促進、歯周疾患予防、栄養改善、生活習慣病の予防と改善を図ります。(健康課)</p> <p>(4)結核やHIV・エイズをはじめとする感染症の予防とまん延を防止するため、予防啓発や予防接種を推進します。また、感染症発生時に備えた体制を充実します。(健康課、環境衛生試験所)</p> <p>(5)心の健康についての知識を高め、啓発活動を推進するとともに、相談体制を充実します。(健康課)</p>
--

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況 進捗状況)

<p>(1)妊婦の安心安全な出産と経済的負担軽減のため、妊婦健診費用の一部を助成しています。生後3か月未満の乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、助言、情報提供をする(はじめまして！赤ちゃん事業)や、乳幼児期における総合的な集団健診、医療機関での個別健診を実施しています。乳幼児虐待については、状況を把握し、関係機関と連携し、経過確認するとともに、虐待を予防するため、養育支援訪問事業により育児・家事支援等を実施しています。</p> <p>(2)がんの早期発見、早期治療を図るため、各種がん検診を実施し、特に21年度から女性特有のがん対策として、乳がん・子宮頸がん検診を実施するとともに、検診の周知及び啓発に努めています。医療制度改革により20年度から国保特定健診 特定保健指導が開始されています。</p> <p>(3)運動講習会やウォーキングマップの作成と周知、歯周疾患検診・歯科講話、栄養相談の実施、メタボリックシンドローム等のポピュレーションアプローチ(保健センター等において、対象を一部に限定しない、集団全体に対する予防方法)を実施しています。</p> <p>(4)エイズ 結核を含めた感染症のまん延防止のため、研修や相談 検査等を実施しています。また、予防接種未接種者への接種勧奨等を実施しています。感染症発生時においては、速やかに検体検査等を行い、感染拡大防止に努めています。なお、平成21年4月以降の新型インフルエンザ対策では、電話相談や広報啓発、公衆衛生対策、医療体制の整備、ワクチン接種などを実施しています。</p> <p>(5)精神科医、保健師による心の健康問題に関する講演や、助言や指導を実施し、状況に応じて医療につなげています。保健師等が24時間体制で精神科緊急対応しています。また、自殺予防対策として、関係機関との連携を図り、保健所内に心の相談専用電話を設置するなど、予防啓発しています。</p>
---

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
各種がん検診	健康課		
乳幼児健康診査	健康課		
妊婦健康診査	健康課		
乳幼児健全発達支援	健康課		
母子健康づくり	健康課		
予防接種事業	健康課		
精神保健相談	健康課		
自殺対策緊急強化	健康課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1)はじめまして！赤ちゃん事業については、平成21年度の訪問率は65%で目標値(100%)の達成ができていない状況です。乳幼児健康診査については、乳幼児の対象者数に合わせ実施回数を増やし、きめ細やかに対応することが望ましいが、小児科の医師が少ないため、医師会との協力、連携が必要です。乳幼児虐待については、虐待の早期発見・早期対応とあわせて、子育ての孤立化や育児ストレス等の問題を抱えるケースにも対応する必要があります。

(2)市実施の検診、職場や人間ドック等の受診者を把握するとともに、早期発見・早期治療のため検診体制を充実することが必要です。

(3)集団全体へ予防を働きかける方法は、成果が確認しにくく時間を要するが疾病を発症しやすい者を新たに生み出さない一定の効果があるため、継続して疾病の改善・予防を図る必要があります。また、歯周疾患検診など検診項目によっては、受診率が低い状況にあります。

(4)HIV・エイズについては、早期発見、早期治療が重要であることから、相談・検査体制を整えることが必要です。また、麻しんの撲滅のためには、予防接種の接種率を95%以上とする必要があります。なお、今後強毒性の鳥インフルエンザの発生に備える必要があります。

(5)昨今の厳しい社会経済状況や健康問題等に起因するストレスやうつ等メンタル不調者が働き世代を中心に増加傾向となっており、自殺予防への対策などが必要です。

4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1)はじめまして！赤ちゃん事業の充実、医師会との協力、連携体制を密にした乳幼児健康診査の継続実施等により母子保健の充実に努めます。乳幼児虐待については、専門職を配置した相談体制を強化し、研修や虐待の実態の周知により早期発見・早期対応を図っていきます。

(2)がん検診の受診率の向上を図るため、検診を受けやすい体制づくり及び周知、啓発を実施するとともに、最新の知見や情報を収集し、調査及び研究を進め、検診内容を充実します。

(3)予防対策にあたっては、成果が確認できるようビジョン、目標及び評価方法を明確にし、学校保健や産業保健等地域社会全体へ予防を働きかけることにより、疾病の予防と改善を図ります。また、歯周疾患検診等については、歯科医師会等との連携を密にし受診率の向上に努め、予防を図ります。

(4)HIV・エイズ対策の相談・検査体制を整えるとともに、患者の支援体制の充実を図ります。また、感染症の予防接種については、接種率の向上を図ります。鳥インフルエンザ等の新たな感染症発生に備え、最新の知見や情報の把握に努めるとともに、国、県及び医師会等関係機関との連携を図り、感染拡大防止対策や医療・検査体制を充実します。

(5)地域、学校・職場における心の健康づくり講話等普及啓発活動の充実を図るとともに、相談等を通じて、個々の実情に沿い継続的に支援します。幅広い分野の関係機関との連携し、自殺予防の情報を共有化し相談体制を充実します。

施策の今後の方向性 (総括)		
拡大	継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	141-03	<b>施策名</b>	生活衛生の推進
-----------	--------	------------	---------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	生活部
<b>主担当課</b>	生活衛生課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	食品・医薬品の安全と衛生に関する知識の普及・啓発や検査・調査体制の充実などにより、健康的で安心して暮らせる環境を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
長野市産の食品の規格基準・指導基準の不適合率	%	3.1	2.6	2.9	2.7		2.0	36.4	
食品・医薬品・細菌の検査可能項目数	項目	4,064	4,803	6,562	9,976		5,000	631.6	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

<p>(1)食品の安全に関する消費者啓発や情報提供を推進し、製造・流通・販売に至る各段階での監視・指導を強化するとともに、食品の検査・調査体制を充実します。(生活衛生課、環境衛生試験所)</p> <p>(2)医薬品販売店の監視・指導と医薬品・家庭用品の検査体制を充実します。(生活衛生課、環境衛生試験所)</p> <p>(3)旅館業・公衆浴場業・理美容業・クリーニング業等への監視・指導と経営相談を充実し、衛生水準の向上と自主管理体制の確立を促進します。(生活衛生課)</p> <p>(4)周辺市町村の斎場との連携を図るとともに、人生の終焉の場にふさわしい斎場運営に努めます。また、既存斎場の老朽化と将来の火葬需要に対応するため、周辺環境に配慮した新斎場の建設を推進します。(市民課)</p>
--



## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況・進捗状況)

<p>(1)毎年度「長野市食品衛生監視指導計画」を策定し、計画的な食品営業施設の監視指導、市内に流通する食品の検査及び消費者啓発を実施しています。食品の検査・調査体制については、平成18年度に施行された残留農薬のポジティブリスト制度に対応して、検査可能項目数を大幅に増やして農薬検査を充実させています。</p> <p>(2)平成21年6月に改正施行された薬事法により、一般医薬品販売業の許可及び販売者の登録等規制の適正な施行を図っています。家庭用品については、検査可能な項目を増やし検査体制を充実しました。</p> <p>(3)直接事業所に出向き、施設の衛生状態の監視指導を行うとともに、自主管理体制の確立を促しています。またホームページや関係団体への通知により、必要な知識の周知徹底を図っています。平成20・21年度において、市内の温泉利用施設について、温泉法に基づく温泉の可燃性ガス安全対策を実施し完了しました。</p> <p>(4)合併により裾花斎場等、現在5つの斎場が利用可能です。新斎場整備については、危険分散を考慮し、大峰・松代両斎場を拡張整備する複数設置方式に方針を変更しました。大峰斎場については、地元合意形成が図られ、平成26年度稼働を目指して、手続きを進めています。松代斎場についても、早期の合意形成に向け、地元関係者と協議しています。</p>
--



参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
食品衛生監視指導	生活衛生課		
医薬品等監視指導	生活衛生課		
生活衛生営業施設監視指導	生活衛生課		
食品衛生検査	環境衛生試験所		
斎場新設	市民課		
北信保健衛生施設組合斎場建設事業負担金	市民課		

3 施策を展開する上での課題

(【注な取組】新規取組における課題)



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方>

(【注な取組】新規取組の今後の方向性)

(1)食の安全に係る様々な問題が起こっており、消費者の食に対する不信・不安の解消には至っていないことから、消費者への情報提供、意見交換等の有効な手段が求められています。また、現状の問題点に対応した監視指導、検査が必要になっています。今後、新たな規制項目が設定される場合には、迅速に検査体制の整備を進める必要があります。

(2)医薬品、毒劇物、麻薬等は、適正な販売・使用が行われないと、人の健康、生活環境及び社会環境に深刻な影響を与えるため、医薬品等の適正な流通に関する監視指導及び適正な使用に関する啓発指導は、経常的・定期的実施していく必要があります。家庭用品検査のうち、保健所が行う防かび剤などの検査項目について、検討の必要があります。

(3)旅館業における低価格型のホテル、浴場業における岩盤浴・貸し切り風呂、また理美容業における出張理美容・まつげ施術など営業形態が多様化するともに、市民の求める衛生水準が高度化しており、施設の衛生管理に関する苦情等も多く寄せられています。

(4)既存斎場が老朽化し、需要が増加していることから新斎場整備を早急に供用開始する必要があります。松代斎場については交渉中であり、現在のところ建設合意ができていないため、早急に地元交渉をまとめ、事業の推進を図る必要があります。

(1)「食品衛生監視指導計画」に、食の安全に係る、新たな課題を的確に取り込み、監視指導、食品の検査及び消費者啓発に当たっていきます。残留農薬検査は、引き続きSOPを整備しながら検査可能項目数を増やす一方、今後の国の情報把握に努めます。

(2)医薬品等が適正に管理・使用され、市民の生活の安全が確保されるよう監視指導・啓発指導を続けるとともに、検査計画に従って検査体制を充実します。

(3)対象の施設の衛生状態の監視指導を引き続き実施し、自主的な衛生管理の確立を促していきます。多様化する営業形態及び県条例により追加されたレジオネラ菌対策等にも適切に対応を図っていきます。

(4)継続して既存斎場の円滑な運営に努めていきます。大峰新斎場は、計画に従って、また、松代新斎場については、地元区との合意形成を図り、事業を推進していきます。

施策の今後の方向性 (総括)

拡大 継続 縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 基本施策の現況と課題等シート

## 基本構想

都市像	～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち “ながの”		
7本柱	1	7本柱名	健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健 福祉分野】
政策	4	政策名	安心して暮らせる生涯健康づくりの推進

## 前期基本計画

基本施策	142	基本施策名	地域医療体制の充実
------	-----	-------	-----------

主担当部局	保健福祉部	関係部局	生活部
-------	-------	------	-----

方針	信頼される地域医療と救急体制のもと、だれもがいつでも身近な地域で安心して、質の高い医療が受けられるまちを目指します。							
	アンケート指標	単位	現状値(H18)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)
	専門医療や救急医療を受けられる体制が整っている	%	52.4	37.9	41.1	41.3		70%以上

### 1 基本施策の主な取組

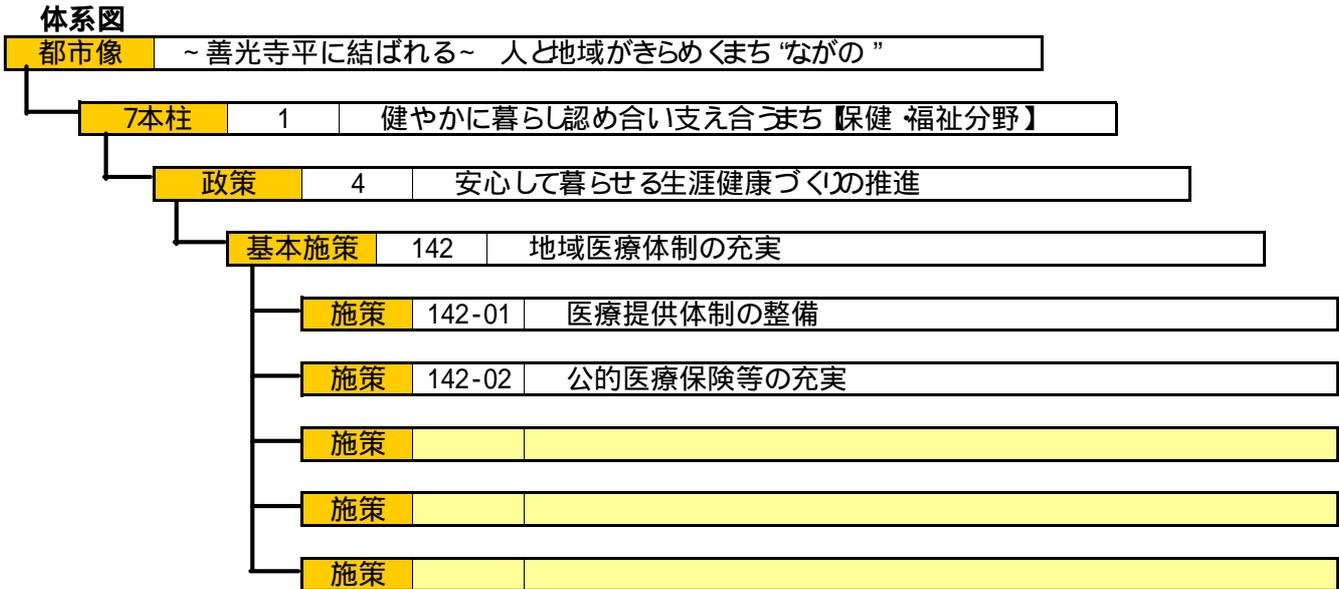
(施策の前期基本計画の「現況と課題」から抜粋)

<p>(1)医療ニーズの多様化、高度化など医療を取り巻く環境が変化している中、相談や情報提供を通して、信頼される地域医療と救急体制が求められています。</p> <p>(2)医療技術が高度化している中、地域の中核病院としての長野市民病院の役割が高まっています。</p> <p>(3)将来にわたり持続可能な医療保険制度の確保に向けた改革が行われている中、国民皆保険の基盤となる国民健康保険の安定的運営が求められています。</p>
--

### 2 基本施策の現状

(施策の「主な取組」新規取組の実施状況等から抜粋)

<p>(1)救急医療体制の充実を図るため、厚生連篠ノ井総合病院、厚生連長野松代総合病院、長野市民病院において平日夜間及び休日の急病センター事業を実施するとともに、市内の医療機関による在宅当番医制事業を医師会に委託しています。</p> <p>また、市民に小児救急冊子を配布するとともに、母親向けの小児急病対応講座、急病センター業務に従事する小児科医以外の医師を対象とした小児初期救急充実研修会を実施し、小児救急医療体制の充実を図っています。</p> <p>国保直営診療施設については、現在9か所の診療所・歯科診療所を運営し、施設の設置目的である、初期診療・在宅医療の提供ができるよう、地域医療体制の充実に努めています。</p> <p>(2)市民病院では、高度がん診療については、放射線治療機器を強度変調放射線治療が可能な最新の機種に更新するなど、「地域がん診療連携拠点病院」としての機能充実に努めており、また、救急医療については、平成20年度から、救急科を設置し、夜間の初期救急を担う「長野市民病院 医師会 急病センター」を稼働させています。</p> <p>(3)医療保険制度については、平成20年度から生活習慣病予防対策として、特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診を実施し医療費の適正化を図っています。</p> <p>収納率向上の取組としては、理由のない長期滞納者等に対しては、財産調査を行い、法に基づき差押等の滞納処分を実施しています。また、新たな滞納者をつくり出さないため、納付指導員の早期訪問により納付指導しています。</p>
---



**3 基本施策を展開する上での課題**

(施策の「主な取組」新規取組における課題から抜粋)

(1)救急医療体制を充実するため、当番制による平日夜間・休日の診療体制が必要とされますが、医師を含めた医療スタッフの確保が課題です。  
 また、救急医療においても、小児科医が不足しているため、小児科医以外の医師に対する、より一層の小児救急研修が必要であるとともに、小児救急医療に対する市民理解度をより高める必要があります。診療所の運営状況については、旧長野市内の民間医療機関への受診傾向が見受けられるなど、診療所を取り巻く環境が変化し、全体として、受診者数が減少傾向にあり、厳しい経営状況が続いています。

(2)高度医療及び救急医療の課題としては、まず医師の確保であり、特に救急医療は、専従の医師が少ないため、増員が必要です。また、高度医療を支えるためには、最新の医療機器の導入が不可欠ですが、導入には、資金面を含め、経営の安定化・健全化を図る必要があります。

(3)平成25年度に市町村国民健康保険の広域化が検討されており、保険者単位で実施している特定健診や特定保健指導、収納率向上対策の実施方法についても大幅な見直しが想定されるため、国、県の動向の把握が必要です。

**4 基本施策の今後の方向性**

(施策の今後の方向性の主担当課の考え方から抜粋)

(1)現在の初期救急医療提供体制を継続実施します。医療従事者の不足等の課題がある中、検証を続けながら医療環境に応じた体制整備を図っていきます。今後も、中山間地における医療を確保するため、直営診療所の適切な運営を行うとともに、患者数の減少により、厳しい経営状況が続く小規模の診療所においては、近隣の医療機関の整備状況や地域の交通状況を勘案した上で、地域住民合意の下、診療体制の見直しを図ります。

(2)市民病院は、今後も地域の中核病院として、がんの高度医療や救急医療などの政策的医療の充実を図ります。そのために、できるだけ早くフル稼働させ、経営の安定化・健全化に努めます。

(3)医療保険制度の改正について、国、県の動向に注視し、特定健診や収納率向上対策への影響について検討していきます。また、特定健診等については、関係する医療機関、健診機関と対応策について検討を進めます。

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	142-01	<b>施策名</b>	医療提供体制の整備
-----------	--------	------------	-----------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	生活部
<b>主担当課</b>	保健所総務課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	医療関係機関や医療機関等との連携や医療提供体制の充実などにより、信頼される地域医療と救急体制を確立します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
医療に関する相談年間処理件数	件	122	633	575	583		800	68.0	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)医師会・歯科医師会・医療機関との連携により、救急医療体制の整備・充実を図ります。特に、効果的な小児救急医療体制の充実に努めます。(保健所総務課)
- (2)院内感染の防止など適正かつ安全な医療を確保するための医療機関への立入検査等指導を強化するとともに、医療に関する相談窓口としての医療安全支援センターを整備し、地域医療の充実に努めます。(保健所総務課)
- (3)地域の中核病院として長野市民病院において、がんを中心とした高度医療を推進するとともに、救急医療を充実します。(医療事業課)
- (4)中山間地域における医療提供体制を維持するため、直営診療施設の適切な運営を図ります。(医療事業課)

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況・進捗状況)

- (1)平日夜間及び休日の救急医療体制の充実を図るため、厚生連篠ノ井総合病院、厚生連長野松代総合病院、長野市民病院において急病センター事業を実施するとともに、市内の医療機関による在宅当番医制事業を医師会に委託しています。  
また、市民に小児救急冊子を配布するとともに、母親向けの小児急病対応講座、急病センター業務に従事する小児科医以外の医師を対象とした小児初期救急充実研修会を実施し、小児救急医療体制の充実を図っています。
- (2)医療法第25条の規定に基づき、市内医療施設が同法その他の法令を遵守し、適正な管理を行っているかを確認するため、立入検査を実施しています。  
また、医療安全支援センターでは、保健師又は看護師が主に相談に対応し、必要に応じ、医療提供施設、関係機関、団体等との連絡調整を行っています。
- (3)市民病院では、高度がん診療については、放射線治療機器を強度変調放射線治療が可能な最新の機種に更新するなど、「地域がん診療連携拠点病院」としての機能充実に努めており、また、救急医療については、平成20年度から、救急科を設置し、夜間の初期救急を担う「長野市民病院 医師会 急病センター」を稼働させています。
- (4)国保直営診療施設については、現在9か所の診療所・歯科診療所を運営し、施設の設置目的である、初期診療・在宅医療の提供ができるよう、地域医療体制の充実に努めています。

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
医療安全支援センター運営	保健所総務課		
看護専門学校看護師養成課程増設補助金	保健所総務課		
初期救急医療体制整備	保健所総務課		
長野市民病院医療機器等整備事業	医療事業課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1)救急医療体制を充実するため、当番制による平日夜間 休日の診療体制が必要とされますが、医師を含めた医療スタッフの確保が課題です。  
 また、救急医療においても、小児科医が不足しているため、小児科医以外の医師に対する、より一層の小児救急研修が必要であるとともに、小児救急医療に対する市民理解度をより高める必要があります。

(2)立入検査の実施対象は、病院及び有床診療所ですが、医療相談窓口への相談では、無床診療所、歯科診療所に関するものもあり 適正な医療提供の確保という観点からは、無床診療所等への立入検査の実施についての検討が必要です。  
 また、医療相談窓口において、医療機関の状況確認等が必要な相談は、法に基づく監視、指導が必要となるため、窓口対応の充実が求められています。

(3)高度医療及び救急医療の課題としては、まず医師の確保であり 特に救急医療は、専従の医師が少ないため、増員が必要です。また、高度医療を支えるためには、最新の医療機器の導入が不可欠ですが、導入には、資金面を含め、経営の安定化 健全化を図る必要があります。

(4)診療所の運営状況については、旧長野市内の民間医療機関への受診傾向が見受けられるなど、診療所を取り巻く環境が変化し、全体として、受診者数が減少傾向にあり 厳しい経営状況が続いています。



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1)現在の初期救急医療提供体制を継続実施します。医療従事者の不足等の課題がある中、検証を続けながら医療環境に応じた体制整備を図っていきます。

(2)無床診療所への立入検査についての必要性、実施する場合の方法 体制について検討していきます。  
 また、医療安全支援センターの運営については、今後の相談件数の推移などを確認し、窓口対応や体制について検討し、地域医療の充実を図ります。

(3)市民病院は、今後も地域の中核病院として、がんの高度医療や救急医療などの政策的医療の充実を図ります。そのために、できるだけ早く400床フル稼働させ、経営の安定化 健全化に努めます。

(4)今後も、中山間地における医療を確保するため、直営診療所の適切な運営を行うとともに、患者数の減少により 厳しい経営状況が続く小規模の診療所においては、近隣の医療機関の整備状況や地域の交通状況を勘案した上で、地域住民合意の下、診療体制の見直しを図ります。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	142-02	<b>施策名</b>	公的医療保険等の充実
-----------	--------	------------	------------

<b>主担当部局</b>	生活部	<b>関係部局</b>	保健福祉部
<b>主担当課</b>	国民健康保険課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	国民健康保険の安定的な運営や障害者等に対する福祉医療の充実などにより、安心して医療を受けられる公的医療保険等の維持・充実を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
国民健康保険料の収納率	%	92.52	92.66	90.29	89.64		93.46	306.4	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)国民健康保険の安定的運営に向けて、疾病の予防・早期発見や適正受診の啓発などによる医療費の適正化を図るとともに、保険料の適正な賦課と収納率の向上に努めます。(国民健康保険課)
- (2)老人保健医療制度の安定的な運営に努めるとともに、医療費の適正化を図ります。(高齢者福祉課)
- (3)障害者等が安心して医療を受けられるよう、医療費の自己負担を軽減するための福祉医療制度の充実を図ります。(厚生課)

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況 進捗状況)

- (1)平成20年度から生活習慣病予防対策として、特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診を実施し医療費の適正化を図っています。収納率向上の取組としては、理由のない長期滞納者等に対しては、財産調査を行い、法に基づき差押等の滞納処分を実施しています。また、新たな滞納者をつくり出さないため、納付指導員の早期訪問により納付指導しています。
- (2)医療制度改革によって老人保健医療制度は廃止され、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行したため、制度の運営は長野県後期高齢者医療広域連合となりました。
- (3)福祉医療費の受給資格対象範囲の拡大を実施しています。精神障害者保健福祉手帳1級2級の人について、対象範囲を拡大しました。なお、乳幼児については、従来、就学前までであったものを、小学校3年生まで対象範囲を拡大しました。

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
国民健康保険料収納率向上対策	国民健康保険課		
特定健康診査特定保健指導	国民健康保険課		
福祉医療費給付	厚生課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1)平成25年度に市町村国民健康保険の広域化が検討されており 保険者単位で実施している特定健診や特定保健指導、収納率向上対策の実施方法についても大幅な見直しが想定されるため、国、県の動向の把握が必要です。

(2)後期高齢者医療制度への移行により 窓口事務のほか、保険料の収納事務が市町村の役割となりましたが、制度の安定的な運営のため、収納率向上の取組を強化する必要があります。

(3)年々、福祉医療の対象者、受診件数が増大する中で、持続可能な制度とするために、受給者に適正な給付を図っていく必要があります。そこで、所得制限の見直しを含めた制度全体の見直しが課題となっています。

4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1)医療保険制度の改正について、国、県の動向に注視し、特定健診や収納率向上対策への影響について検討していきます。また、特定健診等については、関係する医療機関、健診機関と対応策について検討を進めます。

(2)国において高齢者医療制度の改革が検討されており、後期高齢者医療制度は廃止の予定であるため、国の動向に注視し、新制度への円滑な移行が図れるよう対応していきます。

(3)所得制限のあり方、福祉医療制度の全般の見直しについて、市民ニーズ、県の補助制度の見直しの動向を踏まえながら、検討していきます。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 基本施策の現況と課題等シート

## 基本構想

都市像	～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち “ながの”		
7本柱	1	7本柱名	健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健 福祉分野】
政策	5	政策名	人権を尊ぶ明るい社会の形成

## 前期基本計画

基本施策	151	基本施策名	人権尊重社会の実現
------	-----	-------	-----------

主担当部局	保健福祉部	関係部局	
-------	-------	------	--

方針	すべての人が人間として尊重され、心豊かな生活を送ることができるよう あらゆる差別のない明るい社会の実現を目指します。							
	アンケート指標	単位	現状値(H18)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)
	生まれや育ちにより差別されない平等な地域社会が築かれている	%	54.9	44.8	50	47.4		70%以上

### 1 基本施策の主な取組

(施策の前期基本計画の「現況と課題」から抜粋)

(1)差別や偏見は、今なお解消されておらず、すべての人が共に生きる社会を築いていく上で重要な課題となっており、人権を尊重する意識を高める必要があります。

(2)国籍による差別や子ども・高齢者・障害者への虐待など、新たな人権問題が生じており、教育・啓発活動を一層推進していく必要があります。



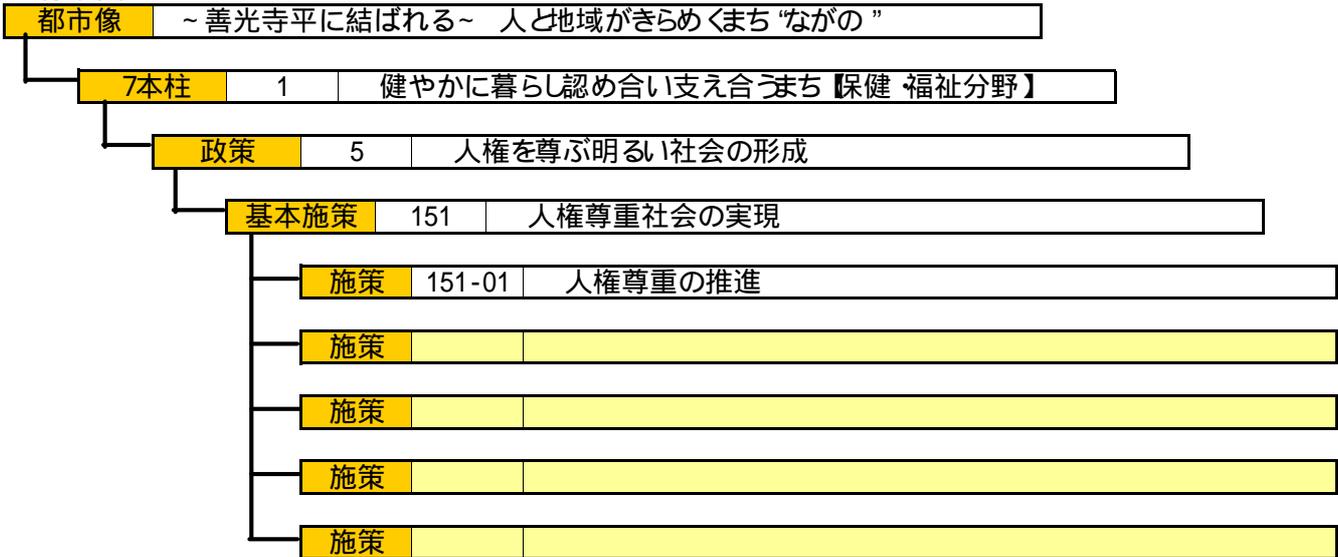
### 2 基本施策の現状

(施策の「主な取組」・新規取組の実施状況等から抜粋)

(1)(2)  
 人権同和教育指導員研修会や講座を開催し指導者を育成するとともに、児童及び生徒の人権意識の高揚を図るため、地域で人権同和教育活動を行う団体の設置と育成をしています。  
 地区運営委員会と連携し人権同和教育集会所での人権同和教育問題学習講座や啓発を実施するとともに、地域・企業における研修や啓発などによる人権同和教育推進活動を支援しています。  
 「人権を尊重し合う市民の集い」の開催や啓発用ポスター、テレビ・ラジオなどによる啓発を実施するとともに、指導主事の実践指導等により、地域や団体が実施する研修会の開催を支援するなど、あらゆる機会を通じて、人権啓発活動を推進しています。  
 全市立小・中学校を人権同和教育研究校に指定し、研究を促進し、実践力を高めるための人権同和教育振興補助金の交付、教員対象の研修会、人権同和教育の資料作成・配備等により学校人権同和教育を推進しています。地域の運営委員会が主体で子ども人権同和教育教室を設置し、児童生徒の育成を図っています。



体系図



3 基本施策を展開する上での課題

(施策の「主な取組」新規取組における課題から抜粋)

(1) (2)  
 差別事象がまだ後を絶たない状況にあり、差別のない明るい長野市を目指して、人権同和教育・啓発を引き続き進めていく必要があります。  
 都市内分権の本格化に伴い、地域での啓発活動の主体となる地区住民自治協議会と協働・連携し、人権同和教育・啓発を進めていく必要があります。  
 急速に変化していく社会状況の中で様々な人権課題があり、その課題に対応するため、市としての人権施策の方向性を見定めていく必要があります。



4 基本施策の今後の方向性

(施策の今後の方向性の主担当課の考え方から抜粋)

(1)(2)時代に対応した人権施策を進めるため、これまでの人権施策の検証と課題の拾い出し、今後の長野市の人権施策のあり方について検討し、様々な差別の解消に向けた人権意識の熟成のための総合的な取組を推進します。  
 地域・企業における人権同和教育推進活動等、今後もあらゆる機会を捉えた教育・啓発・広報活動を推進し、あらゆる人権を尊重する意識の向上を図っていきます。  
 子ども人権同和教室の設置や学校における人権同和教育を推進し、児童生徒の育成を図っていきます。

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	151-01	<b>施策名</b>	人権尊重の推進
-----------	--------	------------	---------

<b>主担当部局</b>	保健福祉部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	人権同和政策課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	家庭・学校・地域・職場等あらゆる場で、人権教育・啓発活動を推進するとともに、人権問題に対応する相談支援体制を充実することにより、差別のない社会を目指します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
人権教育に関する地区人権同和教育促進協議会研修会への年間参加者数	人	18,500	19,170	21,331	19,359		21,600	27.7	

指標項目 の目標値は、目標達成によりH22から見直し

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)人権教育・啓発活動の指導者の養成や人権教育推進団体等の育成など、人権尊重社会の実現に向けた総合的な取組を推進します。(人権同和政策課)
- (2)家庭・学校・地域・職場等あらゆる場や機会を通じて、人権啓発活動を推進し、外国人・子ども・高齢者・障害者などあらゆる人権を尊重する意識の向上を図ります。(人権同和政策課)
- (3)幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校における一貫した人権教育を推進し、差別に気づき、差別に打ち勝つ力を育成します。(人権同和政策課)
- (4)法務局や人権擁護委員等との連携を強化し、人権に関する啓発・相談体制を充実します。(人権同和政策課)



## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況・進捗状況)

- (1)住民自治協議会、企業人権同和教育推進協議会などの地域・企業における人権同和教育推進活動及び推進団体を助成・支援しています。人権同和教育指導員研修会や講座を開催し指導者を育成するとともに、児童及び生徒の人権意識の高揚を図るため、地域で人権同和教育活動を行う団体の設置と育成をしています。
- (2)地区運営委員会と連携し人権同和教育集会所での人権同和教育問題学習講座や啓発を実施するとともに、地域・企業における研修や啓発などによる人権同和教育推進活動を支援しています。「人権を尊重し合う市民の集い」の開催や啓発用ポスター、テレビ・ラジオなどによる啓発を実施するとともに、指導主事の実践指導等により、地域や団体が実施する研修会の開催を支援するなど、あらゆる機会を通じて、人権啓発活動を推進しています。
- (3)全市立小・中学校を人権同和教育研究校に指定し、研究を促進し、実践力を高めるための人権同和教育振興補助金の交付、教員対象の研修会、人権同和教育の資料作成・配備等により学校人権同和教育を推進しています。地域の運営委員会が主体で子ども人権同和教育教室を設置し、児童生徒の育成を図っています。
- (4)人権啓発活動ネットワーク協議会を通じた啓発活動の実施及び人権擁護委員協議会との連携による「特設人権相談所」の開設と常設の「心配ごと悩みごと相談室」の設置により市民のあらゆる相談へ対応し、啓発・相談を実施しています。



参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
人権啓発 相談	人権同和政策課		
人権同和教育啓発	人権同和政策課		
学校人権同和教育補助教材給付	人権同和政策課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1) (2)(3)  
 差別事象がいまだ後を絶たない状況にあり、差別のない明るい長野市を目指して、人権同和教育・啓発を引き続き進めていく必要があります。  
 都市内分権の本格化に伴い、地域での啓発活動の主体となる地区住民自治協議会と協働・連携し、人権同和教育・啓発を進めていく必要があります。  
 急速に変化していく社会状況の中で様々な人権課題があり、その課題に対応するため、市としての人権施策の方向性を見定めていく必要があります。

(4)  
 人権課題が多様化する中で、相談内容も多岐にわたり、専門知識も必要となっており、様々な相談窓口との連携が必要があります。



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1) 時代に対応した人権施策を進めるため、これまでの人権施策の検証と課題の拾い出し、今後の長野市の人権施策のあり方について検討し、様々な差別の解消に向けた人権意識の熟成のための総合的な取組を推進します。

(2) 地域・企業における人権同和教育推進活動等、今後もあらゆる機会を捉えた教育・啓発・広報活動を推進し、あらゆる人権を尊重する意識の向上を図っていきます。

(3) 子ども人権同和教室の設置や学校における人権同和教育を推進し、児童生徒の育成を図っていきます。

(4) 関係機関等との連携を強化して、引き続き啓発・相談業務を推進します。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 基本施策の現況と課題等シート

## 基本構想

都市像	～善光寺平に結ばれる～ 人と地域がきらめくまち “ながの”		
7本柱	1	7本柱名	健やかに暮らし認め合い支え合うまち【保健 福祉分野】
政策	5	政策名	人権を尊ぶ明るい社会の形成

## 前期基本計画

基本施策	152	基本施策名	男女共同参画社会の実現
------	-----	-------	-------------

主担当部局	生活部	関係部局	保健福祉部
-------	-----	------	-------

方針	男女が、対等なパートナーとして、共に責任を分かち合い、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。
----	---

アンケート指標	単位	現状値(H18)	H19	H20	H21	H22	目標値(H23)
男女が尊重しあい、等しく参加・活躍できる地域社会が築かれている	%	43.4	38.7	40	38.4		50～70

### 1 基本施策の主な取組

(施策の前期基本計画の「現況と課題」から抜粋)

(1)社会通念・慣習等、人々の意識の中に依然として男女の能力や役割に対する固定的な考え方が残っている中、誤った性別意識の是正が求められています。

(2)法律・制度面では働く女性の環境は徐々に改善されているが、賃金格差や昇給・昇進などに依然として男女格差がある中、女性が働き続けるための一層の環境整備が求められています。

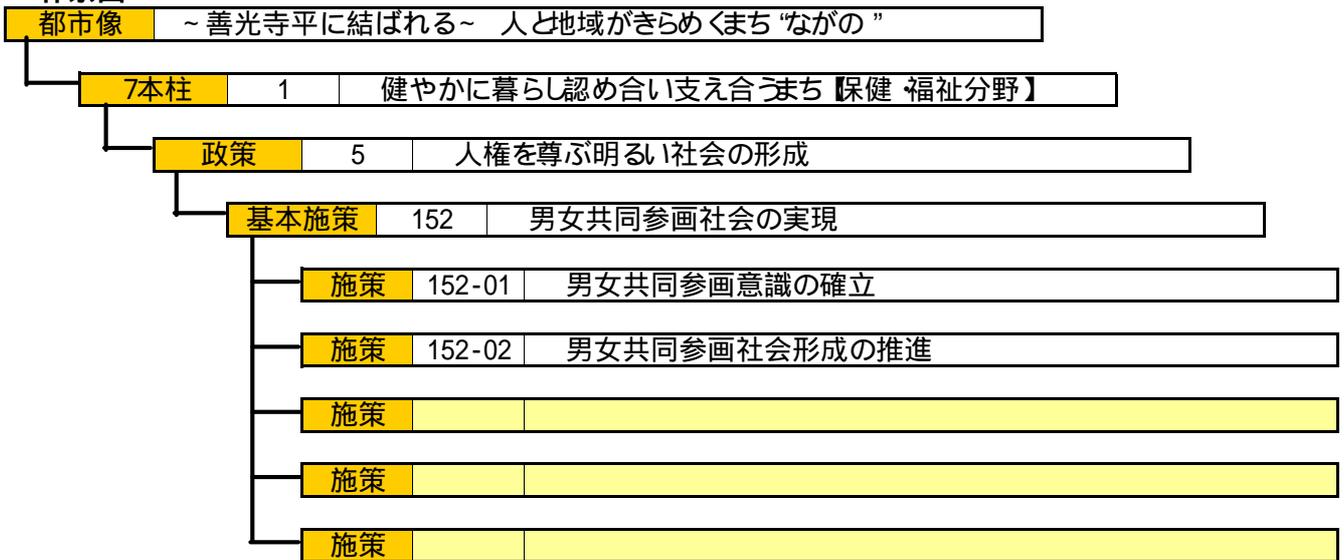
### 2 基本施策の現状

(施策の「主な取組」・新規取組の実施状況等から抜粋)

(1)第二次長野市男女共同参画基本計画を策定し、学び・実践・調和・尊重の4つの基本的な方向を定めました。男女共同参画社会を推進する男女共同参画センター企画講座や男女共同参画月間を開催しています。また、男女共同参画社会推進に取り組む市民団体等の自主的な活動支援(サポート事業)や住民自治協議会等が主催する男女共同参画セミナーに支援をしています。男女共同参画情報紙With Youは、全戸回覧からフリーペーパーに掲載する方法に変え、若い世代への啓発を図っています。

(2)男女共同参画促進サポート事業の優良事業者表彰事業(女性の登用や仕事と生活の調和の視点から柔軟な働き方を推進している事業所を表彰する。)を行っています。

体系図



3 基本施策を展開する上での課題

(施策の「主な取組」新規取組における課題から抜粋)

① 地域に根差した男女共同参画社会推進に取り組む市民団体は新たに発足しましたが、さらに市民団体の発掘・育成や啓発活動を推進する必要があります。また、地域により取組み状況に差があることから各地域の特性に合わせた支援を行い、啓発活動を継続していく必要があります。

特に若い世代において 男性は仕事、女性は家事・育児」を肯定する傾向が強まっていることから若い世代への啓発を継続するとともに、男女共同参画情報紙を見る機会のない市民への啓発方法を検討する必要があります。

② 優良事業者表彰に応募する事業所が少なくなってきたため、表彰制度の周知が必要です。改正育児・介護休業法が平成22年6月30日に施行され、仕事と子育て・介護の両立支援を図ることが制度化されました。男女がともに働きやすい労働環境整備を促進するため、企業に対する啓発が必要です。

4 基本施策の今後の方向性

(施策の今後の方向性の主担当課の考え方から抜粋)

① 根深く残る性別による固定的な役割分担意識を変えるため、女性が社会に進出しやすくなるための制度を整える必要があります。男女共同参画社会を推進するための講座・講演会等の開催、市民団体等の発掘・育成、住民自治協議会への支援、男女共同参画情報紙の発行により意識啓発を図ります。

② 改正育児・介護休業法が施行され、男女がともに働きやすい労働環境の整備を促進するため、企業に対する啓発活動は引き続き行っていきますが、より効果的な方法を検討していきます。

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	152-01	<b>施策名</b>	男女共同参画意識の確立
-----------	--------	------------	-------------

<b>主担当部局</b>	生活部	<b>関係部局</b>	保健福祉部
<b>主担当課</b>	男女共同参画推進課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	家庭・学校・地域・職場等あらゆる場面で、男女平等の意識啓発活動を推進するとともに、相談支援体制を充実することにより社会的・後天的な要因に基づく誤った性別意識のない社会を目指します。							
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>
男は仕事、女は家事・育児」という固定的な性別役割分担の意識を持つ市民の割合	%	57.8	54.1	39.6	54.1		50.0	47.4

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の【主な取組】)

- (1)男女平等の視点での社会制度・慣行の見直し講演会・講座等の開催や広報活動など男女共同参画に関する一層の意識啓発活動と教育を推進します。(男女共同参画推進課、施策011-01関連)
- (2)女性相談所等との連携により女性に対する暴力の根絶に向けた対策や被害者救済対策を推進するとともに、性の尊重への意識啓発活動を充実します。(男女共同参画推進課、保育家庭支援課)
- (3)男女共同参画センターの機能充実など、相談体制を充実します。(男女共同参画推進課)

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(【主な取組】新規取組の実施状況 進捗状況)

- (1)第二次長野市男女共同参画基本計画を策定し、学び・実践・調和・尊重の4つの基本的な方向を定めました。男女共同参画社会を推進する男女共同参画センター企画講座や男女共同参画月間を開催しています。また、男女共同参画社会推進に取り組む市民団体等の自主的な活動支援(サポート事業)や住民自治協議会等が主催する男女共同参画セミナーに支援をしています。男女共同参画情報紙With Youは、全戸回覧からフリーペーパーに掲載する方法に変え、若い世代への啓発を図っています。
- (2)暴力による被害を受けた女性からの相談を受け、関係機関と連携を図り状況に応じた対策を取っています。また、被害を防止する講座等も企画しています。
- (3)女性特有の問題については、相談指導員3名体制で電話・面接により相談事業を実施しています。また、女性弁護士による法律相談は月に一度実施しています。より多くの相談を必要としている人に相談事業を知ってもらうために、窓口にチラシを配布をしています。

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
男女共同参画推進活動	男女共同参画推進課		
男女共同参画促進サポート事業	男女共同参画推進課		
男女共同参画センター運営	男女共同参画推進課		

3 施策を展開する上での課題 (注な取組) 新規取組における課題

(1) 地域に根差した男女共同参画社会推進に取り組む市民団体は新たに発足しましたが、さらに市民団体の発掘・育成や啓発活動を推進する必要があります。また、地域により取組み状況に差があることから各地域の特性に合わせた支援を行い、啓発活動を継続していく必要があります。

特に若い世代において「男性は仕事、女性は家事・育児」を肯定する傾向が強まっていることから若い世代への啓発を継続するとともに、男女共同参画情報紙を見る機会のない市民への啓発方法を検討する必要があります。

(2) 女性相談の対応件数が年々増加傾向にあり、相談内容も複雑な事案が増え、対応する体制作りが必要です。

(3) 相談指導員のレベルアップを継続的に行う必要があります。



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方> (注な取組) 新規取組の今後の方向性

(1) 根深く残る性別による固定的な役割分担意識を変えるため、女性が社会に進出しやすくするための制度を整える必要があります。男女共同参画社会を推進するための講座・講演会等の開催、市民団体等の発掘・育成、住民自治協議会への支援、男女共同参画情報紙の発行により意識啓発を図ります。

(2) 女性相談の相談員の増員と併せて経験者の育成を行い、体制強化を図っていきます。また、ドメスティック・バイオレンス防止講座など啓発活動も引き続き実施していきます。

(3) 相談指導員のレベルアップや情報収集を常に図っていきます。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大		継続	縮小

# 第四次長野市総合計画 前期基本計画 施策の現況と課題等シート

<b>施策</b>	152-02	<b>施策名</b>	男女共同参画社会形成の推進
-----------	--------	------------	---------------

<b>主担当部局</b>	生活部	<b>関係部局</b>	
<b>主担当課</b>	男女共同参画推進課		

達成率は、目標値 (H23)に対するH21時点の達成の割合

<b>施策の目標</b>	女性も男性も共にいきいきと暮らしていくため、就業条件等の環境整備や政策・方針決定の場への女性参画を推進し、家庭・地域活動と職業生活を両立できる社会を実現します。								
<b>指標項目</b>	<b>単位</b>	<b>現状値(H17)</b>	<b>H19</b>	<b>H20</b>	<b>H21</b>	<b>H22</b>	<b>目標値(H23)</b>	<b>達成率(%)</b>	
審議会等への女性の参画率	%	36.0	37.7	38.1	36.3		40.0	7.5	

## 1 施策の主な取組

(前期基本計画の施策の 住な取組)

<p>(1)男性の家事・育児・介護の各種講座等の開催や男女共同参画市民推進員の活動支援などを通じて、家庭・地域活動での男女共同参画を促進します。(男女共同参画推進課)</p> <p>(2)男女の職域の拡大を図るとともに、育児・介護休業制度や再雇用制度など労働環境の整備を促進するため、企業に対する啓発活動を推進します。(男女共同参画推進課、施策551-01関連)</p> <p>(3)市の審議会等委員や管理職など政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。(男女共同参画推進課、施策011-01関連)</p>
---

## 2 施策の現状 <平成22年6月末時点>

(住な取組)新規取組の実施状況 進捗状況)

<p>(1)男性の家事参画」を推進する講座を企画しています。男女共同参画市民推進員制度は、平成21年度で廃止となり、地域における推進活動は平成22年度以降は主に住民自治協議会が男女共同参画セミナーにより行うこととなります。また、個人でも推進活動ができるように「男女共同参画市民サポーター」制度を平成22年度から導入しました。</p> <p>(2)男女共同参画促進サポート事業の優良事業者表彰事業(女性の登用や仕事と生活の調和の視点から柔軟な働き方を推進している事業所を表彰する。)を行っています。</p> <p>(3)毎年、女性の参画状況を調査し、公表して啓発を図るとともに、地域で指導的役割を担う人材の育成に取り組んでいます。また、市審議会の委員選定にあたっては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」で、女性委員の比率を4割とする目標を定め、女性委員の選任に努めています。</p>
--

参考 当該施策の主要事業 (平成22年度版 長野市総合計画 実施計画 掲載の主要事業)

主要事業名	担当課	主要事業名	担当課
働く女性の家管理運営	男女共同参画推進課		
男女共同参画促進サポート事業 (施策 151-01掲載)	男女共同参画推進課		

3 施策を展開する上での課題

(住な取組) 新規取組における課題)



4 施策の今後の方向性 <担当課の考え方>

(住な取組) 新規取組の今後の方向性)

(1) 住民自治協議会による地域での推進活動は、地域による差が出ています。市内32地区において、継続的に推進活動が行えるよう 地域の特性にあわせた支援が必要です。

(2) 優良事業者表彰に応募する事業所が少なくなっているため、表彰制度の周知が必要です。改正育児・介護休業法が平成22年6月30日に施行され、仕事と子育て・介護の両立支援を図ることが制度化されました。男女がともに働きやすい労働環境整備を促進するため、企業に対する啓発が必要です。

(3) 市域が拡大したこともあり 女性の人材の把握が一層困難になっています。男女共同参画に向けた意識づくりや社会環境づくりには、各地域と情報交換をし 市民・事業者・行政が一体となり進める必要があります。また、市審議会への女性委員の選任は、市全体で36.3%に留まっている状況です。

(1) 女性の社会参画・男性の家事参画」を推進する講座を引き続き開催します。また、地域における推進活動を継続的に進めるために、住民自治協議会や男女共同参画市民サポーターへの支援を引き続き行っていきます。

(2) 改正育児・介護休業法が施行され、男女がともに働きやすい労働環境の整備を促進するため、企業に対する啓発活動は引き続き行っていきますが、より効果的な方法を検討していきます。

(3) 男女共同参画市民サポーター制度を周知・充実し、各地域と情報交換を行います。また、「審議会等の設置及び運営に関する指針」における目標達成に向け取り組みとともに、審議会に参画する女性委員の割合を定めること(クォータ制)を検討していきます。

施策の今後の方向性 (総括)			
拡大	継続	縮小	